

令和 7 年 9 月 8 日(月)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 藤村 博之)
調査部 (統計解析担当) 部長 長山 直樹
次長 渡邊 木綿子
(電話) 03-5903-6266 (URL) <https://www.jil.go.jp>

**「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(企業郵送調査)
及び「働き方に関するアンケート調査」(労働者 Web 調査) 結果**
— 2024 年 10 月～の適用拡大は「できるだけ、適用する」方針で調整した企業が 6 割
社会保険に加入した者が回避した者を上回る、理由は「将来の年金額を増やしたいから」が最多 —

企業郵送調査結果のポイント**2024 年 10 月より適用拡大対象となった企業の対応状況 <p10 図表 I-9, p13 図表 I-12>**

常用雇用者 51～100 人の企業で要件を満たす短時間労働者 (対象者) が「いる」場合 (n=667 社) に、(新たに) 厚生年金・健康保険が適用されるのに伴い対象者と概ねどのような方針で調整を行ったか尋ねると、「できるだけ、適用する」が 60.0%、「どちらかといえば、適用する」が 5.1%で、「中立 (短時間労働者の意向にまかせる)」が 30.6%等となった。対象者の加入があった場合に厚生年金・健康保険の適用を推進した (加入を認めた) 理由としては (複数回答)、「法律改正で決まったことだから (ありのまま、法令を遵守するため)」(60.5%) がもっとも多く、これに「短時間労働者自身が、希望した (している) から」(43.3%)、「短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから」(26.6%)、「短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから」(24.4%)、「短時間労働者の必要人数を、確保したいから (人手不足だから、求人の優位性を高めたいから)」(23.4%) 等が続いた。

適用拡大に対応するための雇用管理上の見直し状況 <p14 図表 I-13>

常用雇用者 51～100 人の企業で要件を満たす短時間労働者 (対象者) が「いる」場合 (n=667 社) に、厚生年金・健康保険の適用拡大に対応するため、短時間労働者の雇用・労務管理上の見直し状況について尋ねると、何らかの「見直しを行った (行う)」割合は 38.2%となった。見直しの具体的な内容としては (複数回答)、「対象者等の所定労働時間を延長 (これに伴う人数抑制含む)」(64.3%) がもっとも多く、次いで「対象者等の所定労働時間を短縮 (これに伴う人数増大含む)」(49.4%)、「対象者等を正社員へ転換」(11.0%) 等となった。こうした結果を適用推進・回避の目的別に分類すると、「適用推進のための見直しのみ行った」割合が 42.7%、「適用推進・回避の両方」の見直しを行った」が 32.9%で、「適用回避のための見直しのみ行った」が 20.4%となった。

労働者 Web 調査結果のポイント**適用拡大に伴う働き方の変化 <p22 図表 II-4, p23 図表 II-6>**

常用雇用者 51～100 人の企業に勤務する短時間労働者 (n=322 人) を対象に、自身の働き方や社会保険 (厚生年金・健康保険) の適用状況の変化について尋ねると、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える (維持できる) よう所定労働時間を延長した (してもらった)」(3.4%) 「所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された」(13.4%) を合わせて 16.8%に対し、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した (してもらった)」は 10.9%で、「厚生年金・健康保険は適用されておらず、働き方にも変化はないが、今後については検討している」が 29.8%等となった。また、厚生年金・健康保険に加入した (今後、加入したいを含む) 理由について尋ねると (複数回答)、「将来の年金額を増やしたいから」(30.4%) がもっとも多く、これに「より長時間、働けるようになったから」(23.9%)、「保険料の負担が軽くなるから」(22.8%) 等が続いた。

○ 調査の概要¹

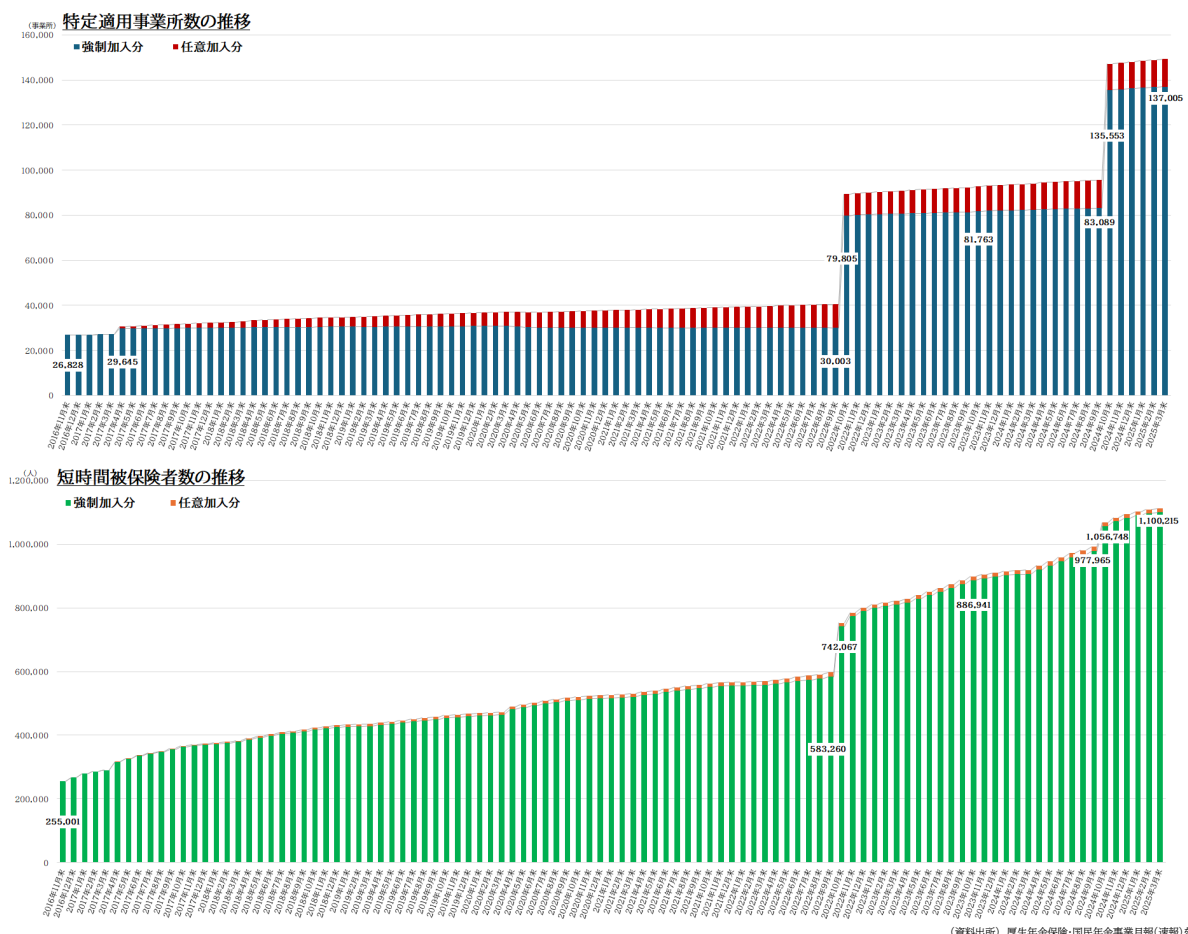
1. 調査の趣旨・目的

パート・アルバイト等の短時間労働者²に対する社会保険（厚生年金・健康保険）の適用を巡っては、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③雇用見込み期間が2ヶ月超のすべての要件を満たす場合（学生除く）に、常用雇用者³の人数規模が501人以上の企業は2016年10月～、101人以上の企業は2022年10月～、51人以上の企業は2024年10月～その対象が拡大されてきた経緯がある（資料1参照）。

なお、人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者がいわゆる「年収（106・130万円）の壁」を意識せずに働くことができる環境作りに向け、2023年10月～当面の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」も実施されてきた。

資料1 短時間労働者に対する社会保険適用拡大の経緯と加入推移

2016年9月迄	2016年10月～ 短時間労働者に対する適用拡大 (501人以上の企業等に適用義務化)	2017年4月～ 任意適用開始	2022年10月～ 101人以上の企業に適用義務化	2023年10月～ 年収の壁・支援強化 パッケージが利用可能に	2024年10月～ 51人以上の企業に 適用義務化
週30時間以上	(1) 週労働時間20時間以上 (2) 月額賃金※8.8万円以上 (年収換算で約106万円以上) ※所定労働時間や所定内賃金で判断し、 残業代等を含まない (3) 勤務期間1年以上見込み (4) 学生は適用除外 (5) 常用雇用者501人以上の企業等	500人以下の企業等 についても 民間企業は 労使合意に基づき 適用拡大可能に (国・地方公共団体は適用)	(1) 週労働時間20時間以上 (2) 月額賃金8.8万円以上 (3) 勤務期間2ヶ月超見込み (4) 学生は適用除外 (5) 常用雇用者101人以上の企業	①キャリアアップ助成金 (社会保険適用時 処遇改善コース) ②130万円の壁対策 ③配偶者手当への対応	(1)～(4)は左記同様 (5) 常用雇用者 51人以上の企業
適用拡大	適用拡大	適用拡大	適用拡大	適用拡大	適用拡大



¹ 本資料は調査結果の概要(速報)を紹介するものであり、その全容は後日、調査シリーズに取り纏めて公表予定である。

² パートタイマー、アルバイト、契約社員・嘱託、再雇用社員など呼称を問わず、直接雇用されている、週の所定労働時間が通常の労働者(いわゆる正社員)より短い労働者。

³ フルタイムの労働者+週の労働時間及び月の労働日数がフルタイムの3/4以上の労働者。

こうした中、本調査は厚生労働省年金局年金課からの研究要請に基づき、適用拡大に対する企業や短時間労働者の対応状況・意向等について把握したものである。

なお、第 217 回国会（常会）で成立した年金制度改正法により、短時間労働者の適用要件②（年収 106 万円相当以上）については今後、撤廃される（公布から 3 年以内の政令で定める日より施行）とともに、現行は 51 人以上の企業規模要件についても、2027 年より段階的に撤廃される見通しとなっている（資料 2 参照）。

資料 2 年金制度改正法の概要（抜粋）

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

○ 年金額の増加など、働くことで手厚い保障を受けられる方を増やします。

○ 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。

○ 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

（短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正）

撤廃

① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上

② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③ 学生は適用対象外

④ 51人以上の企業が適用対象

段階的に撤廃

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働く賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日から施行）

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超		2016年10月
100人超	約107万人（実績値）	2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

（個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大））

常時5人以上の者を使用する事業所

―法律で定める17業種 適用（現行どおり）―

上記以外の業種（※） 非適用⇒適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

<2029年10月施行>

ただし、経過措置として、施行時に存在する事業所は当面期限を定めず適用除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

（支援策）

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額（年額換算）	8.8万（106万）	9.8万（118万）	10.4万（125万）	11万（132万）	11.8万（142万）	12.6万（151万）	13.4万（161万）
労働者の負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
負担割合	→25%	→30%	→36%	→41%	→45%	→48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

資料出所：厚生労働省「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法改正案」

2. 調査対象（標本）及び調査方法 （企業郵送調査）

16 産業（農林漁業、公務除く）における、全国の雇用者規模 5 人以上の企業 2 万社（民間信用調査機関所有の企業データベースから、産業・雇用者規模別に層化無作為抽出⁴）を対象に、調査票を配布・回収した（郵送法）。

（労働者 Web 調査）

インターネット調査会社の登録モニターを対象に、国内に居住する 18～69 歳で学生を除く、勤め先の通常労働者（いわゆる正社員）より所定労働時間の短い短時間労働者（パートタイマー・アルバイト、契約社員・嘱託、派遣労働者⁵）1 万人分の回答を、性別・年齢層別に層化割付回収した。

⁴ なお、常用 51 人以上の企業の回答票も一定数確保するため、（産業分布については経済センサス母集団通りの分布を踏襲しつつ）雇用者規模については 51 人以上の企業層にやや厚めに配布した。そのため、図表中では基礎集計結果とともに、回収の偏りを含めた産業・雇用者規模の分布を、経済センサス母集団通りに補正したウェートバック集計（産業・雇用者規模とも明確な回答があったケースが集計対象）結果も示す。また、本資料案では基礎集計結果を中心に紹介しつつ、前回 2022 年度調査との比較等、必要に応じて WB 集計結果も紹介する。なお、判別の為、WB 集計結果の引用時は「WB 後」と表記する。

⁵ 派遣元会社に雇用される短時間労働者としての派遣労働者を含む。

3. 実査期間

(企業郵送調査) 令和6年11月14日～令和7年1月7日
(労働者 Web 調査) 令和6年11月26日～12月7日

4. 有効回答数 (企業郵送調査) 9,067 社 (有効回答率 45.3%)
(労働者 Web 調査) 10,000 人⁶

5. 有効回答企業・短時間労働者の属性⁷

全有効回答企業 (n=9,067) の属性						(%)	
				基礎集計	WB集計	基礎集計	WB集計
主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業			0.2	0.1		
	建設業			13.7	14.5		
	製造業			16.3	13.8		
	電気・ガス・熱供給・水道業			0.7	0.1		
	情報通信業			2.1	2.1		
	運輸業、郵便業			4.5	3.7		
	卸売業、小売業			16.2	19.8		
	金融業、保険業			0.7	0.8		
	不動産業、物品賃貸業			1.9	3.3		
	学術研究、専門・技術サービス業			3.2	4.7		
	宿泊業、飲食サービス業			6.0	9.5		
	生活関連サービス業、娯楽業			2.2	3.8		
	教育、学習支援業			3.6	2.5		
	医療、福祉			16.1	14.7		
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)			0.4	0.1		
	サービス業(他に分類されないもの)			9.2	6.5		
	その他			0.3	-		
	無回答			2.8	-		
	サービス業計				20.9	24.6	
雇用規模※	50人以下			71.8	89.5		
	51～100人			12.5	5.3		
	101～500人			11.3	4.5		
	501人以上			1.9	0.7		
無回答			2.5	-			
人数割合の	25%未満			7.1	9.0		
	25%以上50%未満			7.9	8.3		
	50%以上75%未満			14.5	13.7		
	75%以上			66.6	67.7		
無回答			3.9	1.4			
労使関係	過半数代表の労働組合がある			3.8	2.2		
	過半数代表ではないが、労働組合がある			2.0	1.1		
	労働組合はないが、定期的に労使協議を行っている			32.1	29.5		
	労働組合はなく、定期的な労使協議も行っていない			57.8	65.2		
	無回答			4.3	2.0		
	労働組合または定期的な労使協議あり計			37.9	32.8		

全有効回答労働者 (n=10,000) の属性						(%)		
				学歴最終	居住地(10000)	形態就業	労働時間	
年齢層別	男性	18.6		中学校・高校卒	39.8	パートタイマー・アルバイト	87.3	
	女性	81.4		短大・高等専門学校卒	31.4		契約社員・嘱託	8.4
	～20歳代	8.3		四年制大学卒、大学院修了	28.8		派遣労働者	4.2
	30歳代	14.8		北海道	5.6		週20間未満	53.0
	40歳代	24.8		東北	6.0		週20時間以上30間未満	26.0
	50歳代	25.8		北関東・甲信	6.2		週30時間以上フルタイム未満	21.1
	60歳代	26.4		南関東	33.0		フルタイム(勤め先の正社員と同じ)	-
状況婚姻	平均値(歳)	49.4		北陸	3.2	自身の仕事の職種	管理的な仕事	0.8
	中央値(歳)	50.0		東海	12.7		専門的・技術的な仕事	10.7
	標準偏差(STDEV)	12.5		近畿	18.8		事務的な仕事	22.9
	既婚(配偶者がいる、事実婚含む)	60.3		中国	5.1		販売の仕事	17.9
	未婚(配偶者はいない)	28.8		四国	2.3		サービスの仕事	27.5
人世数帯	離婚・死別(配偶者はいない)	10.8		九州・沖縄	7.3	保安の仕事	1.0	
	世帯は1人(私のみ)	16.6		300万円以下	25.0	生産工程の仕事	7.6	
	世帯は2人以上で、私が世帯主	15.6		300万円超600万円以下	28.4	輸送・機械運転の仕事	1.1	
	世帯は2人以上で、私は世帯主ではない	67.9		600万円超	24.3	建設・採掘の仕事	0.3	
2世帯以上が	18歳未満の子がいる	20.6		わからない	22.4	運搬・清掃・包装等の仕事	9.9	
	いない	62.9		十分に、ゆとりがある	3.4	農林、漁業の仕事	0.4	
	健康保険上の被扶養者がいる	33.7		いくらか、ゆとりがある	29.5	加入している	16.6	
いない			49.7		あまり、ゆとりがない	42.9	加入していない	83.5
					まったく、ゆとりがない	24.3		

全有効回答労働者(n=10,000)の属性									(%)		
性別	男性	18.6	学歴最終	中学校・高校卒	39.8	就業形態	パートタイマー・アルバイト	87.3			
	女性	81.4		短大・高等専門学校卒	31.4		契約社員・嘱託	8.4			
年齢層別	～20歳代	8.3	居住地域（OECD国別）	四年制大学卒、大学院修了	28.8	労働週所定時間	派遣労働者	4.2			
	30歳代	14.8		北海道	5.6		週20時間未満	53.0			
	40歳代	24.8		東北	6.0		週20時間以上30時間未満	26.0			
	50歳代	25.8		北関東・甲信	6.2		週30時間以上フルタイム未満	21.1			
	60歳代	26.4		南関東	33.0	フルタイム(勤め先の正社員と同じ)	—				
	平均値(歳)	49.4		北陸	3.2	自身の仕事の職種	管理的な仕事	0.8			
	中央値(歳)	50.0		東海	12.7		専門的・技術的な仕事	10.7			
標準偏差(STDEV)	12.5	近畿	18.8	事務的な仕事	22.9						
婚姻状況	既婚(配偶者がいる、事実婚含む)	60.3	中国	5.1	販売の仕事		17.9				
	未婚(配偶者はいない)	28.8	四国	2.3	サービスの仕事		27.5				
	離婚・死別(配偶者はいない)	10.8	九州・沖縄	7.3	保安の仕事		1.0				
人世帯数	世帯は1人(私のみ)	16.6	2022年3月収入	300万円以下	25.0	組合関係	生産工程の仕事	7.6			
	世帯は2人以上で、私が世帯主	15.6		300万円超600万円以下	28.4		輸送・機械運転の仕事	1.1			
	世帯は2人以上で、私は世帯主ではない	67.9		600万円超	24.3		建設・採掘の仕事	0.3			
2世帯以上が	18歳未満の子がいる	20.6	家族状況	わからない	22.4		運搬・清掃・包装等の仕事	9.9			
	いない	62.9		充分に、ゆとりがある	3.4		農林・漁業の仕事	0.4			
	健康保険上の被扶養者がいる	33.7		いくらか、ゆとりがある	29.5		組合関係	加入している	16.6		
いない	49.7	あまり、ゆとりがない	42.9	加入していない	83.5						
				まったく、ゆとりがない	24.3						

⁶ 就業構造基本調査に基づく性別・年齢層別の層化割付通りのため、WB集計も行わない。

⁷ 0.0は僅少値、－は回答無しを示す。

また、短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）に、正社員・それ以外を問わず「常用雇用者¹¹」の人数規模について尋ねると、「50 人以下」が 67.7%、「51～100 人」が 13.9%、「101～500 人」が 13.1%、「501 人以上」が 1.9%となった。

図表 I-2 短時間労働者の雇用状況等

		短時間労働者																		(%)
		雇用して いる	雇用して いない	無回答																
計	9,067	66.9	31.3	0.3																
WB後	-	61.3	36.4	0.4																

↓

短時間労働者を雇用している理由(複数回答)																		(%)	無回答
ため	1日の忙しい時間帯に対応する	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため(長い営業時間に対応するため)	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	正社員(フルタイム)の採用、確保が困難だから	経験・知識・技能のある人を活用したいから	人手を集めやすいから(採用手続きが簡単だから)	仕事内容が簡単だから	責任が軽い仕事だから	(仕事や責任、人材活用の違いに基づき)待遇が抑えられるから(手当や賞与、退職金等)	社会保険料の負担が少なくて済むから	法律上の雇用義務(高齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等)に対応するため	雇用調整しやすいから	女性や高齢者を活用するため	学生アルバイトやフリーターを活用するため	外国人や障がい者を活用するため	その他			
計	6,062	34.3	12.3	16.9	28.3	22.8	17.2	18.6	10.5	11.9	15.9	5.7	11.6	30.8	9.2	3.7	11.2	2.1	
WB後	-	34.1	9.2	17.3	27.4	21.8	16.1	19.1	9.9	11.0	17.6	4.4	11.7	28.9	9.2	2.3	10.3	2.4	
雇用者規模																			
50人以下	3,856	32.5	8.4	16.2	26.7	22.0	15.9	18.4	9.5	11.1	17.9	4.2	11.9	29.6	7.7	1.6	10.9	2.3	
51~100人	935	35.1	15.6	16.8	29.2	24.2	16.5	18.9	11.9	12.8	12.8	6.7	10.4	33.2	9.2	4.5	12.6	1.4	
101~500人	959	38.8	22.0	17.9	32.1	23.7	21.5	19.9	13.0	14.5	11.1	9.4	11.5	33.4	13.2	9.1	11.6	2.1	
501人以上	165	45.5	24.2	29.7	33.3	27.3	26.1	21.2	11.5	16.4	10.3	15.2	15.2	31.5	18.2	21.8	5.5	2.4	

(%)

(正社員それ以外を問わず)常用雇用者の人数規模						(%)
50人以下	51~100人	101~500人	501人以上	無回答		
計	6,062	67.7	13.9	13.1	1.9	3.2
WB後	-	84.5	6.1	5.6	0.8	2.9

3. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大の認知度と、週所定労働時間や時給水準の分布変化、厚生年金・健康保険の適用者割合の推移

(1) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大の認知度

短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）に、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されたことを知っているか尋ねると、「内容まで知っている」が 64.8%、「内容まではわからないが、改正が行われたことは知っている」が 28.9%、「知らない・わからない」が 4.4%となった（図表 I-3）。なお、「内容まで知っている」割合は、既に適用拡大の対象となっている 51 人以上企業で高く、常用雇用者の人数規模が大きくなるほど高まる傾向が見て取れる。一方、調査時点で適用拡大の対象となっていない（任意適用は可能な）50 人以下企業では「内容まで知っている」が 53.8%、「内容まではわからないが、改正が行われたことは知っている」が 37.9%となっている。

また、50 人以下企業（n=4,107 社）に、労使合意に基づき申請することで、上記①～③のすべての要件を満たす短時間労働者に、厚生年金・健康保険を適用することができる制度特例（任意適用）を知っているかについても尋ねると、「内容まで知っている」が 41.2%、「内容まではわからないが、制度特例が設けられたことは知っている」が 39.6%、「知らない・わからない」が 16.1%となった。なお、前回 2022 年度の調査結果と比較して、認知度はともに改善しているものの、引き続き、制度の内容周知が求められる。

¹¹ 注釈 3 の通り、定義した。

図表 I-3 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大の認知度

短時間労働者に対する適用拡大の認知度							制度特例の認知度								
		（％）							（％）						
		内容まで知っている	内容まではわからないが、改正が行われたことは知っている	知らない・わからない	無回答				内容まで知っている	内容まではわからないが、制度特例が設けられたことは知っている	知らない・わからない	無回答			
者規模 常用雇用	計	6,062	64.8	28.9	4.4	1.9			50人以下計	4,107	41.2	39.6	16.1	3.0	
	WB後	—	56.0	35.7	5.9	2.4			WB後	—	39.2	40.5	17.1	3.2	
	50人以下	4,107	53.8	37.9	6.0	2.3			10人以下	1,824	34.4	43.7	18.5	3.4	
	51～100人	845	87.8	9.9	1.2	1.1			11～30人	1,450	44.6	37.0	15.8	2.7	
	101～500人	796	93.3	5.0	0.4	1.3			31～50人	833	50.4	35.4	11.4	2.8	
	501人以上	118	94.9	5.1	—	—									
前回2022年度調査の100人以下計(WB後)			47.2	43.0	8.6	1.2			前回2022年度調査の50人以下計(WB後)			29.6	44.3	24.9	1.2
今回2024年度調査の100人以下計(WB後)			53.3	37.9	6.2	2.5			今回2024年度調査の50人以下計(WB後)			39.2	40.5	17.1	3.2

(2) 短時間労働者の週所定労働時間や時給水準の分布変化、厚生年金・健康保険の適用者割合の推移

短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）に、短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間について尋ねると、短時間労働者がいるすべての所定労働時間の長さ（複数回答）では、「週15時間以上20時間未満」が約半数（50.8%）でもっとも多く、次いで「週20時間以上25時間未満」（43.0%）、「週10時間以上15時間未満」（34.7%）、「週25時間以上30時間未満」（33.8%）、「週30時間以上」（33.7%）となった（図表 I-4）。

また、上記のうち最多人数の所定労働時間の長さ（択一）では、「週15時間以上20時間未満」が約1/4（24.9%）でもっとも多く、これに「週20時間以上25時間未満」（16.6%）、「週30時間以上」（16.0%）が続き、総じて「週20時間未満計」が49.1%、「週20時間以上計」が43.9%となった。

図表 I-4 短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間の長さ

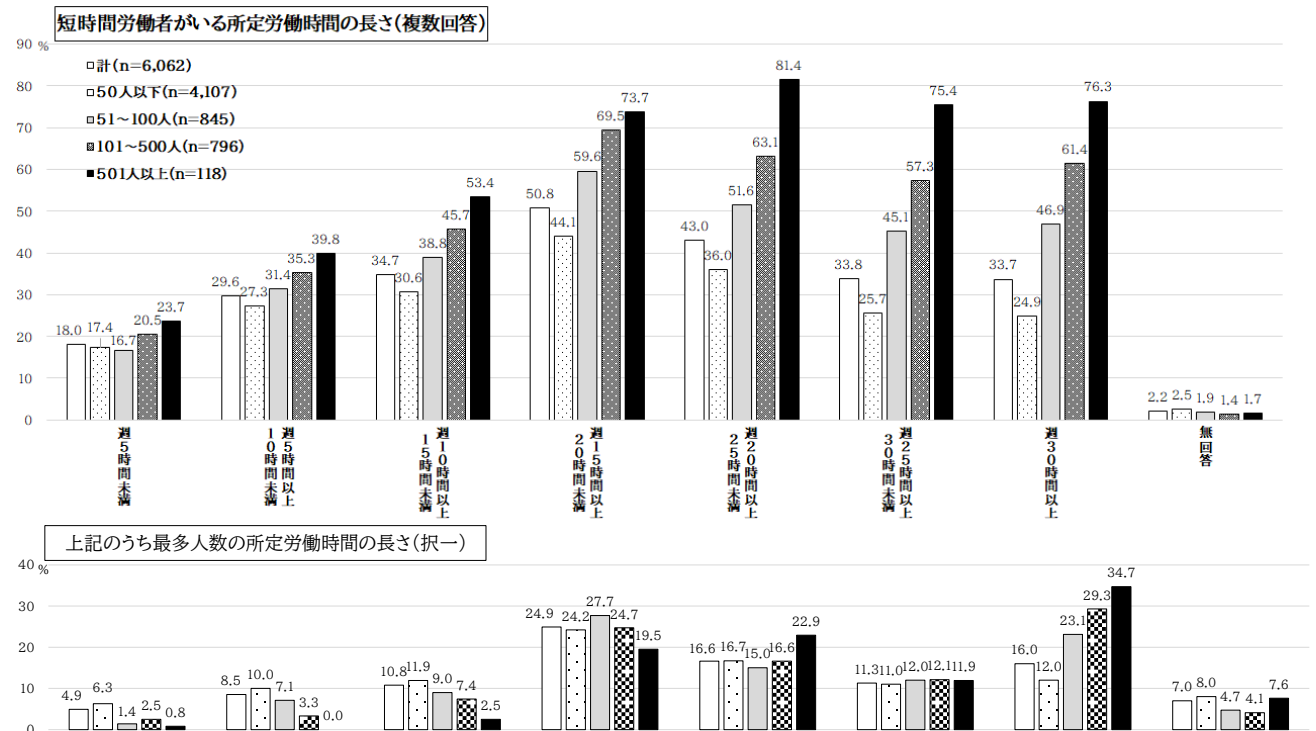
短時間労働者がいる所定労働時間の長さ(複数回答) (%)											
		週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上	無回答	週20時間未満計	週20時間以上計
計	6,062	18.0	29.6	34.7	50.8	43.0	33.8	33.7	2.2	73.3	64.0
WB後	-	17.1	27.0	29.7	44.0	34.9	25.0	24.9	2.7	71.9	55.9

上記のうち最多人数の所定労働時間の長さ(択一)											
		週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上	無回答	週20時間未満計	週20時間以上計
計	6,062	4.9	8.5	10.8	24.9	16.6	11.3	16.0	7.0	49.1	43.9
WB後	-	6.3	10.2	11.8	24.3	15.7	10.6	12.9	8.3	52.5	39.1

こうした結果を常用雇用者の人数規模別にみると、短時間労働者がいるすべての所定労働時間の長さ（複数回答）では、501人以上企業のピークが「週20時間以上25時間未満」（81.4%）で、これに「週30時間以上」（76.3%）、「週25時間以上30時間未満」（75.4%）、「週15時間以上20時間未満」（73.7%）が続くのにに対し、500人以下企業群のピークは、いずれも「週15時間以上20時間未満」となった（図表 I-5）。具体的にみると、割合の高い順に、101~500人企業では「週15時間以上20時間未満」（69.5%）、「週20時間以上25時間未満」（63.1%）、「週30時間以上」（61.4%）等、51~100人企業では「週15時間以上20時間未満」（59.6%）、「週20時間以上25時間未満」（51.6%）、「週30時間以上」（46.9%）等、50人以下企業では「週15時間以上20時間未満」（44.1%）、「週20時間以上25時間未満」（36.0%）、「週10時間以上15時間未満」（30.6%）等となっている。

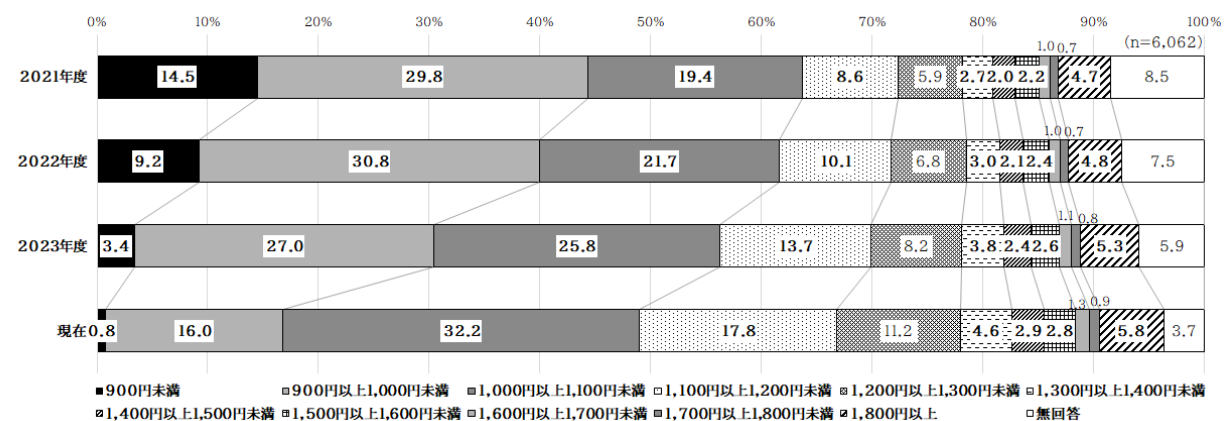
また、上記のうち最多人数の所定労働時間の長さ（択一）では、101人以上企業群のピークが「週30時間以上」（501人以上企業で34.7%、101～500人企業で29.3%）に対し、100人以下企業群のピークは「週15時間以上20時間未満」（51～100人企業で27.7%、50人以下企業で24.2%）となっている。

図表 I-5 常用雇用者の規模別にみた短時間労働者の1週間当たりの所定労働時間の長さ



短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062社）に、短時間労働者の中で最多人数の時給水準（月給の場合は時間当たり換算）の推移について尋ねると、2021年度～現在にかけて1,000円未満の割合が低下し、「1,000円以上1,100円未満」や「1,100円以上1,200円未満」など、1,000円以上の割合が高まってきた様子が見て取れる¹²（図表 I-6）。

図表 I-6 短時間労働者の中で最多人数の時給水準の推移



¹² 最低賃金の全国加重平均額（当該年度の引き上げ後）は、2021年度が930円、2022年度が961円、2023年度が1,004円、2024年度が1,055円となっている（参考）。

なお、短時間労働者の中で最多人数の「現在」の時給水準を、常用雇用者の人数規模別にみると、500 人以下企業群では「1,000 円以上 1,100 円未満」がもっとも多いのに対し（101～500 人企業で 30.9%、51～100 人企業で 32.7%、50 人以下企業で 32.4%）、501 人以上企業では「1,100 円以上 1,200 円未満」（25.4%）が最多となっている（図表 I-7）。

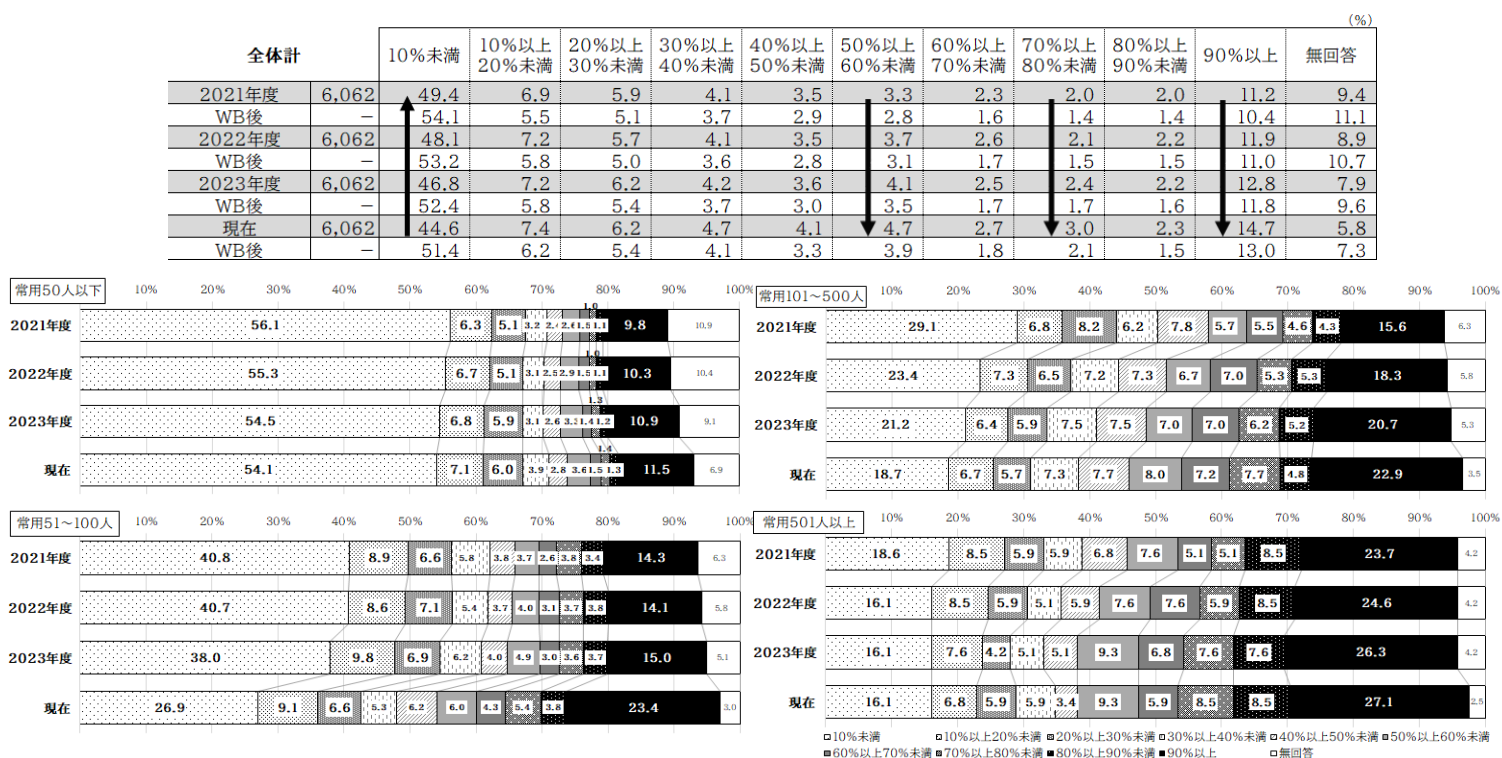
現在の分布と 2021 年度の分布を比較して、こうした選択肢の階級を横断するような上昇があった割合を算出すると、50 人以下企業が 54.9%、501 人以上企業が 59.3%に対し、51～100 人企業では 62.1%、101～500 人企業では 62.6%とやや高くなっており、（近年、厚生年金・健康保険の適用拡大対象となった）51～500 人企業群でより活発に、時給水準の引き上げが行われた様子がうかがえる。

図表 I-7 常用雇用者の規模別にみた短時間労働者の中で最多人数の時給水準の推移

		現在												(%)
		900円未満	900円以上1,000円未満	1,000円以上1,100円未満	1,100円以上1,200円未満	1,200円以上1,300円未満	1,300円以上1,400円未満	1,400円以上1,500円未満	1,500円以上1,600円未満	1,600円以上1,700円未満	1,700円以上1,800円未満	1,800円以上	無回答	
者規模 雇用	計	6,062	0.8	16.0	32.2	17.8	11.2	4.6	2.9	2.8	1.3	0.9	5.8	3.7
	WB後	-	0.9	16.1	32.4	16.8	11.1	4.6	3.5	3.0	1.3	1.0	5.2	4.1
	50人以下	4,107	0.9	16.1	32.4	16.9	11.1	5.0	3.3	2.9	1.3	1.1	5.2	3.8
	51～100人	845	0.4	15.5	32.7	17.5	11.2	4.4	2.4	2.7	1.3	0.8	7.8	3.3
	101～500人	796	0.8	15.2	30.9	20.5	11.8	3.3	2.0	3.4	1.3	0.5	7.0	3.4
	501人以上	118	-	17.8	21.2	25.4	12.7	1.7	0.8	0.8	3.4	-	11.9	4.2

また、短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）に、短時間労働者に占める厚生年金・健康保険の適用者割合（短時間労働者全体の人数に占める、短時間労働者のうち厚生年金・健康保険が適用されている人数）の推移について尋ねると、2021 年度～現在にかけて、特に 101～500 人企業及び 51～100 人企業を中心に、着実に上昇してきた様子がうかがえる（図表 I-8）。

図表 I-8 常用雇用者の規模別にみた短時間労働者に占める厚生年金・健康保険の適用者割合の推移



「現在」の適用者割合を常用雇用者の人数規模別にみると、(任意適用対象の) 50 人以下企業では「10%未満」がもっとも多く 54.1%となっている。これに対し、(適用拡大がなされた) 51～100 人企業でも「10%未満」が 26.9%でもっとも多いが、101 人以上企業群の最多は「90%以上」(101～500 人企業で 22.9%、501 人以上企業で 27.1%) であり、特に(厚生年金・健康保険の適用拡大がなされた) 51 人以上企業群では「90%以上」が 2 割超となっている。

また、現在の分布と 2021 年度の分布を比較して、こうした選択肢の階級を横断するような上昇があった割合を算出すると、(任意適用対象の) 50 人以下企業が 10.5%、(2016 年 10 月～の適用拡大より時間が経過した) 501 人以上企業が 17.8%に対し、(2022 年 10 月～適用拡大が行われた) 101～500 人企業では 36.9%、(2024 年 10 月～適用拡大が行われた) 51～100 人企業では 35.6%となり、51～500 人企業群でより顕著に適用者割合が増加してきたことが分かる。

4. 常用雇用者 51～100 人企業の適用拡大への対応状況等

(1) 要件を満たす短時間労働者(対象者)の雇用状況と適用拡大に際した調整方針、適用に伴い実施した取組内容

短時間労働者の厚生年金・健康保険の適用範囲が、2022 年 10 月(常用雇用者 101～500 人企業)に続き、2024 年 10 月から 51～100 人企業にも、更に拡大された。その対応状況について把握するため、まず、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす短時間労働者(学生除く)の雇用状況について尋ねると、当該短時間労働者(対象者)を「雇用している」割合は、51～100 人企業(n=845 社)で 78.9%、101～500 人企業(n=796 社)で 89.1%となった(図表 I-9)。

当該短時間労働者を「雇用している」場合に、(新たに)厚生年金・健康保険が適用されるのに伴い、対象者と概ねどのような方針で調整を行った(行う)か尋ねると、51～100 人企業(n=667 社)では「できるだけ、適用する」が 60.0%、「どちらかといえば、適用する」が 5.1%で、合わせて「適用する計」が 65.1%に対し、「中立(短時間労働者の意向にまかせる)」が 30.6%で、「できるだけ、適用しない」(0.4%)と「どちらかといえば、適用しない」(0.6%)を合わせて「適用しない計」が 1.0%となった。

図表 I-9 対象となる短時間労働者の雇用状況と適用拡大に際した調整方針等

		(%)			
		対象となる短時間労働者			
			雇用して いる	雇用して いない	無回答
計		1,759	84.6	15.2	0.2
WB後		—	84.4	15.4	0.2
者規模 常用雇用	51～100人	845	78.9	20.7	0.4
	101～500人	796	89.1	10.8	0.1
	501人以上	118	94.9	5.1	—

(新たに)厚生年金・健康保険が適用されるのに伴う対象者との調整方針												(%)
		できる だけ、 適用する	どちらかとい えば、 適用する	中立(短時間 労働者の意向 にまかせる)	どちらかとい えば、 適用しない	できる だけ、 適用しない	何とも 言えない・ わからない	無回答	適用する計	適用しない 計		
計		1,488	61.2	5.0	30.2	0.5	0.5	1.1	1.5	66.2	1.1	
WB後		—	61.8	5.0	29.4	0.4	0.5	1.1	1.7	66.9	0.9	
者規模 常用雇用	51～100人	667	60.0	5.1	30.6	0.6	0.4	1.0	2.2	65.1	1.0	
	101～500人	709	62.9	5.2	29.3	0.4	0.4	0.8	0.8	68.1	0.8	
	501人以上	112	57.1	3.6	33.0	0.9	1.8	2.7	0.9	60.7	2.7	

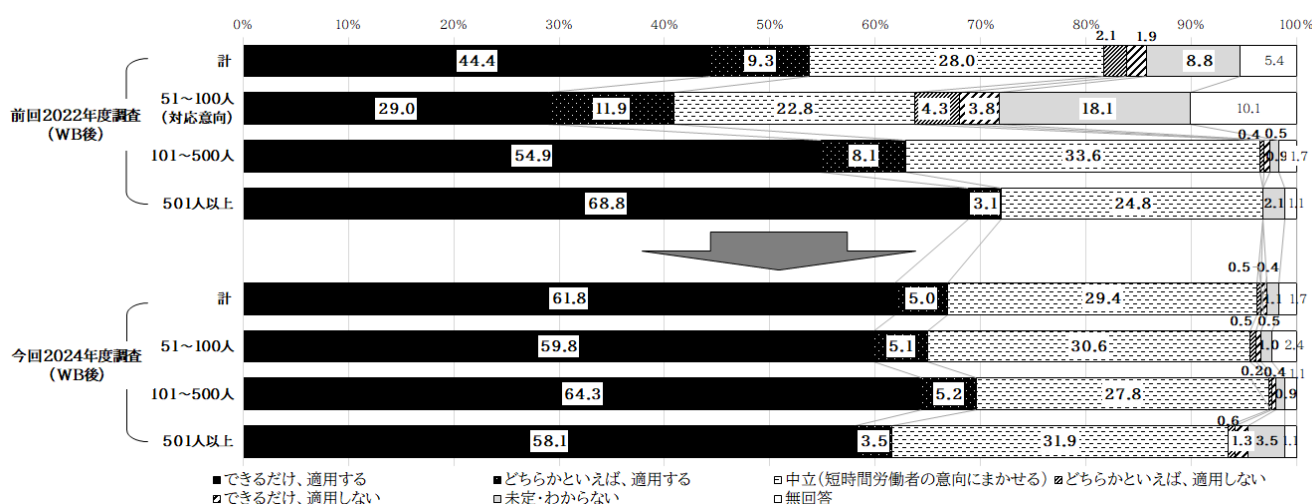
同様に、101～500 人企業（n=709 社）では「できるだけ、適用する」が 62.9%、「どちらかといえば、適用する」が 5.2%で、合わせて「適用する計」が 68.1%に対し、「中立（短時間労働者の意向にまかせる）」が 29.3%となった他、「できるだけ、適用しない」（0.4%）と「どちらかといえば、適用しない」（0.4%）を合わせて「適用しない計」が 0.8%となった。

なお、こうした結果を WB 後で前回の調査結果と比較してみると、51～100 人企業は対応意向の回答ながら、2022 年度の調査当時は「適用する計」が約 4 割にとどまり、「未定・分からない」や無回答が約 3 割あったのに対し、今回 2024 年度調査では「適用する計」が約 2/3 と顕著に増加した様子が見て取れる（図表 I-10）。

また、2022 年 10 月からの適用拡大後、101～500 人企業の「適用する計」の割合も、前回 2022 年度調査の 54.9%から、今回 2024 年度調査では 64.3%と 10 ポイント近い上昇となっている。

一方、2016 年 10 月～の適用拡大後、10 年近くが経過する 501 人以上企業の「適用する計」については、前回 2022 年度調査の 68.8%から今回 2024 年度調査では 58.1%とむしろ低下し、「中立（短時間労働者の意向にまかせる）」が増加している。501 人以上企業は集計 n 数が限定されるが、スタンス変化の可能性もうかがわれ、今後の動向を注視する必要がある。

図表 I-10 前回 2022 年度と今回 2024 年度で比較した対象者の適用に際した調整方針



当該短時間労働者（対象者）を「雇用している」場合に、（新たに）厚生年金・健康保険が適用されるのに伴い実施した取組（複数回答）について尋ねると、常用雇用者の人数規模を問わず「対象者からの、個別の相談・問合せに対応」（51～100 人企業で 56.8%、101～500 人企業で 55.6%、501 人以上企業で 45.5%）がもっとも多く、次いで「対象者に、適用拡大の概要等についての説明資料を配布」（同順に 43.6%、43.9%、35.7%）、「対象者に、対応意向についてのアンケートや聴き取りを実施」（同順に 38.7%、32.2%、21.4%）等となった（図表 I-11）。総じて、何らかの取組を実施した企業割合は 51～100 人企業で 84.3%、101～500 人企業で 84.5%と 8 割を超えたのに対し、適用拡大から約 10 年を経過する 501 人以上企業では¹³「特になし」も 28.6%と 3 割近い。

¹³ なお、適用拡大時点から時間が経過するにつれ、「対象者」の考え方も変化し得る（501 人以上企業等の対象者は、直近で適用拡大がなされた 51～100 人企業等のそれとは異なり得る）点に留意する必要がある。501 人以上企業等では、例えば試用期間中の短時間労働者や労働時間を延長し得るかどうが見極めている短時間労働者、賃金要件のみを満たしていない短時間労働者等が「対象者」になると思料される。

図表 I -11 厚生年金・健康保険の対象者への適用に伴い実施した取組

(%)

		対象者に、適用拡大の概要等についての説明資料を配布	対象者に、適用拡大の概要等についての説明会を実施	対象者に、対応意向についてのアンケートや聴き取りを実施	対象者からの、個別の相談・問合せに対応	対応方法について、社会保険労務士等に相談	対象者の賃金を引き上げ	対象者の福利厚生(健康診断、特別休暇、住宅手当等)を充実	その他	特になし	無回答	実施した取組がある計
計	1,488	43.1	17.5	34.3	55.4	19.8	7.6	4.8	2.6	15.6	1.1	83.3
WB後	—	42.3	17.7	33.9	53.8	19.2	7.4	4.4	2.7	16.8	1.3	81.9
者規模 常用雇用	51～100人	43.6	↑20.7	↑38.7	↑56.8	↑24.9	↑10.9	↑5.2	2.8	↓14.2	1.5	84.3
	101～500人	43.9	↑15.7	↑32.2	↑55.6	↑17.5	↑5.4	↑4.9	2.4	↓14.8	0.7	84.5
	501人以上	35.7	↑9.8	↑21.4	↑45.5	↑4.5	↑1.8	↑0.9	1.8	↓28.6	0.9	70.5

(2) 厚生年金・健康保険の適用を推進した(加入を認めた)理由、適用を回避した(全員加入とはならなかった)理由

当該短時間労働者(対象者)を「雇用している」場合に、そのうちどの程度が(新たに)厚生年金・健康保険に加入したかについても尋ねると、51～100人企業(n=667社)では「全員が加入」が半数超(51.6%)で、これに「8割以上(全員未満)が加入」(13.3%)等が続いた(図表 I -12)。同様に、101～500人企業(n=709社)でも、「全員が加入」が半数近く(49.2%)、「8割以上(全員未満)が加入」が19.2%等で、501人以上企業(n=112社)¹⁴では、「全員が加入」が53.6%、「8割以上(全員未満)が加入」が16.1%等となった。

当該短時間労働者(対象者)の厚生年金・健康保険加入(1人以上)があった場合(51～100人企業で89.7%のn=598社、101～500人企業で93.1%のn=660社、501人以上企業で86.6%のn=97社)に、(新たな)厚生年金・健康保険の適用を推進した(加入を認めた)理由について尋ねると(複数回答)、「法律改正で決まったことだから(ありのまま、法令を遵守するため)」

(51～100人企業で60.5%、101～500人企業で66.1%、501人以上企業で76.3%)がもっとも多く、次いで「短時間労働者自身が、希望したから」(同順に43.3%、38.8%、35.1%)の他、「短時間労働者の必要人数を、確保したいから(人手不足だから、求人の優位性を高めたいから)」(同順に23.4%、23.6%、19.6%)や「短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから」(同順に26.6%、19.1%、9.3%)、「短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから」(同順に24.4%、20.3%、13.4%)等となった。

なお、常用雇用者の人数規模別の傾向として、「法律改正で決まったことだから(ありのまま、法令を遵守するため)」については大規模企業になるほど回答割合が高まるのに対し、「短時間労働者自身が、希望した(している)から」や「短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから」「短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから」については、小規模企業ほど高くなっている。

他方、当該短時間労働者(対象者)の厚生年金・健康保険非加入(1人以上)があった場合(51～100人企業で46.3%のn=309社、101～500人企業で49.6%のn=352社、501人以上企業で43.8%のn=49社)に、厚生年金・健康保険の適用を回避した(全員加入とはならなかった)理由についても尋ねると(複数回答)、常用雇用者の人数規模にかかわらず、「短時間労働者が、加入を希望しないから(費用負担回避傾向、就業調整継続等)」(51～100人企業で77.3%、101～500人企業で79.0%、501人以上企業で69.4%)がもっとも多く、これに「短時間労働者が、労働時間の延長を希望しないから(家事・育児、介護、病気、副業等)」(同順に45.6%、47.4%、36.7%)等が続いた。

¹⁴ 注釈 13 同様。

5. 更なる適用拡大が行われた場合の対応意向

常用雇用者の人数規模が 50 人以下の企業群（n=4,107 社）を対象に、今後、すべての要件（①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超）を満たす短時間労働者（対象者）に、50 人以下の企業でも厚生年金・健康保険が適用されることとなった場合に、どのような対応を行うと思うか尋ねると、「短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する」が 40.3%、「短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（一定割合に適用推進する一方、一定割合の適用を回避する）」が 34.6%、「短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する」が 4.1%で、「何とも言えない・わからない」が 20.2%となった（図表 I-15）。

なお、常用雇用者の人数規模別の傾向をみると、50 人以下でもより規模が大きいほど「短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する」割合や「短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（一定割合に適用推進する一方、一定割合の適用を回避する）」割合が増える傾向が見られる。

図表 I-15 更なる適用拡大が行われた場合の対応意向とその理由

今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大が行われた場合の対応意向										(%)
		短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する	短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（一定割合に適用推進する一方、一定割合の適用を回避する）	短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する	何とも言えない・わからない	無回答				
今後、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③雇用見込み期間2ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大された場合、どのような対応を行うと思うか	50人以下計	4,107	40.3	34.6	4.1	20.2	0.8			
	WB後	—	40.2	33.5	4.5	20.6	1.1			
	10人以下	1,824	36.5	34.0	5.2	23.3	1.0			
	11～30人	1,450	43.0	34.6	3.7	17.9	0.8			
	31～50人	833	44.2	35.5	2.6	17.3	0.4			
今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（労働時間要件の引下げや賃金要件の廃止）が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか	51人以上計	1,759	47.0	25.8	0.9	25.7	0.6			
	WB後	—	47.8	25.0	0.9	25.7	0.6			
	51～100人	845	45.9	27.8	1.1	24.6	0.6			
	101～500人	796	49.6	23.1	0.8	25.8	0.8			
	501人以上	118	37.3	28.8	0.8	33.1	—			

</

つ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（同）」割合が高く、より小規模になるほど「何とも言えない・わからない」割合等が高くなっている。

他方、常用雇用者の人数規模が 51 人以上の企業群（n=1,759 社）を対象に、今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（労働時間要件の引下げや賃金要件の廃止）が行われた場合に、どのような対応を行うと思うか尋ねると、「短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する」が 47.0%、「短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（同）」が 25.8%、「短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する」が 0.9%で、「何とも言えない・わからない」が 25.7%となった。なお、常用雇用者の人数規模別の傾向として、（50 人以下の企業群とは異なり）より大規模企業になるほど、「何とも言えない・わからない」が高くなっている。

「短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する」あるいは「短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（同）」場合（50 人以下の企業群で n=3,076 社、51 人以上の企業群で n=1,280 社）に、厚生年金・健康保険の新たな適用を推進する理由について尋ねると（複数回答）、常用雇用者の人数規模を問わず、「ありのまま、法令を遵守するため」（同順に 41.8%、63.9%）がもっとも多く、これに「短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから」（同順に 36.9%、26.3%）や「短時間労働者自身が、希望している（と思う）から」（同順に 29.3%、30.9%）、「短時間労働者の必要人数を、確保したいから（人手不足だから、求人の優位性を高めたいから）」（同順に 27.5%、28.5%）等が続いた。なお、「ありのまま、法令を遵守するため」の回答割合は大規模企業になるほど高まるのに対し、小規模企業では「短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから」等が高くなっている。

また、「短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（同）」あるいは「短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する」場合（50 人以下の企業群で n=1,589 社、51 人以上の企業群で n=469 社）に、厚生年金・健康保険の新たな適用を回避する理由についても尋ねると（複数回答）、「短時間労働者自身が、希望しない（と思う）から」（同順に 57.5%、72.9%）がもっとも多く、これに「人件費の増加に、つながるから」（同順に 47.1%、28.4%）等が続いた。

6. 「年収の壁・支援強化パッケージ」の認知度と活用状況・意向

短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）を対象に、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境作りに向けて、2023 年 10 月～「年収の壁・支援強化パッケージ」（特別な施策）が実施されていること（全般）の認知度について尋ねると、「知っている」割合は約半数（50.7%）となった。常用雇用者の人数規模別にみると、10 人以下企業の 42.5%～501 人以上企業の 76.3%迄、大規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる（図表 I-16）。

図表 I-16 「年収の壁・支援強化パッケージ」の認知度

			(%)		
			知っている	知らない	無回答
計		6,062	50.7	47.0	2.2
WB後		－	46.2	51.4	2.4
常用雇用者規模	10人以下	1,824	42.5	↑ 55.1	2.4
	11～30人	1,450	45.0	53.0	2.0
	31～50人	833	51.3	46.8	1.9
	51～100人	845	58.0	39.5	2.5
	101～500人	796	68.7	29.1	2.1
	501人以上	118	↓ 76.3	22.9	0.8

一方、「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」について「知っているが、活用予定なし」あるいは「知らないし、今後も活用予定なし」と回答した場合（n=3,621 社）に活用しない理由についても尋ねると（複数回答）、「対象となる短時間労働者が、いないから」（46.7%）がもっとも多く、これに「短時間労働者自身が、扶養の範囲内で働くことを希望するから」（35.1%）、「短時間労働者自身が、労働時間の延長を希望しないから」（33.6%）等が続いた。

（２）「130 万円の壁対策」について

短時間労働者を「雇用している」企業（n=6,062 社）に、繁忙期に労働時間を延ばすなどして短時間労働者の収入が一時的に上がっても、事業主がその旨を証明することで、引き続き、扶養に入り続けられる仕組み（130 万円の壁対策）を知っているかについても尋ねると、「既に、活用している」が 6.5%、「知っている、今後、活用予定」が 10.3%に対し、「知っているが、活用予定なし」が最多の 38.9%で、「知らないが、今後、活用を検討したい」が 26.9%、「知らないし、今後も活用予定なし」が 13.9%となった（図表 I-18）。

図表 I-18 「130 万円の壁対策」の活用状況・意向とその効果

「130万円の壁対策」の活用状況・意向												(%)
		既に、活用している	知っている、今後、活用予定	知っているが、活用予定なし	知らないが、今後、活用を検討したい	知らないし、今後も活用予定なし	無回答	知っている（既に活用含む）計	知らない計	今後、活用予定・検討したい計	活用予定なし計	
計	6,062	6.5	10.3	38.9	26.9	13.9	3.5	55.7	40.8	37.2	52.8	
WB後	—	6.1	9.6	34.5	29.5	16.1	4.2	50.2	45.6	39.1	50.7	
常用雇用者規模	10人以下	1,824	5.8	7.7	32.6	30.1	19.0	4.8	46.1	49.1	37.8	51.5
	11～30人	1,450	6.9	11.0	33.6	32.0	13.2	3.4	51.4	45.2	43.0	46.8
	31～50人	833	7.0	11.0	40.1	27.7	11.6	2.5	58.1	39.4	38.8	51.7
	51～100人	845	5.2	10.8	45.7	21.9	13.6	2.8	61.7	35.5	32.7	59.3
	101～500人	796	7.0	12.1	54.5	16.0	8.2	2.3	73.6	24.1	28.0	62.7
	501人以上	118	13.6	13.6	55.9	10.2	6.8	—	83.1	16.9	23.7	62.7

短時間労働者のうち、時的な収入変動に係る事業主証明を発行した人数割合							
	全員に発行	8割以上、（全員未満）に発行	半数以上、8割未満に発行	2割以上、半数未満に発行	（1人以上）、2割未満に発行	わからない	無回答
計	394	12.9	3.3	3.0	4.1	50.5	18.8
WB後	—	17.0	3.7	3.6	4.5	44.4	17.7

「就業調整」の緩和状況							(%)
	大いに緩和された	やや緩和された	変化なし	何とも言えない・わからない	無回答	緩和された計	
計	394	9.1	22.8	39.1	25.6	3.3	32.0
WB後	—	11.5	23.9	37.7	24.0	2.9	35.4

「130万円の壁対策」を活用しない理由（複数回答）								(%)
	対象となる短時間労働者が、いないから	短時間労働者自身が、労働時間の延長を希望しないから	制度の詳細を調べることや、手続きが面倒だから、仕組みが複雑だから	健康保険組合や協会けんぽで、被扶養として認定されるかわからないから	時限措置だから（一時的な対応に過ぎないから）	その他	無回答	
計	3,202	58.8	37.7	9.7	5.5	12.4	3.7	3.5
WB後	—	62.0	35.8	8.7	4.9	10.9	3.7	3.8
常用雇用者規模	10人以下	940	64.7	33.7	9.7	5.0	11.3	4.1
	11～30人	678	58.4	38.5	8.1	4.7	11.5	4.6
	31～50人	431	58.7	40.1	8.1	4.9	14.2	3.9
	51～100人	501	57.5	34.5	10.2	4.8	12.2	3.0
	101～500人	499	53.3	42.7	11.0	7.6	13.6	4.0
	501人以上	74	51.4	41.9	12.2	10.8	14.9	2.7

「既に、活用している」場合（n=394 社）に¹⁵、一時的な収入変動にかかる事業主証明を発行した、短時間労働者の人数割合がどれくらいか尋ねると、「（1人以上）、2割未満に発行」が約半数（50.5%）で、「わからない」が18.8%等となった。また、「130万円の壁対策」に伴い、短時間労働者の「就業調整」がどの程度、緩和されたかについても尋ねると、「変化なし」が39.1%、「何とも言えない・わからない」が25.6%となったが、「やや緩和された」（22.8%）と「大いに緩和された」（9.1%）を合わせて「緩和された計」も32.0%となった。

なお、「130万円の壁対策」について「知っているが、活用予定なし」あるいは「知らないし、今後も活用予定なし」と回答した場合（n=3,202 社）に、活用しない理由を尋ねると（複数回答）、「対象となる短時間労働者が、いないから」（58.8%）がもっとも多く、これに「短時間労働者自身が、労働時間の延長を希望しないから」（37.7%）等が続いた。

（３）「配偶者手当への対応」について

「年収の壁・支援強化パッケージ」では、配偶者の勤め先の「配偶者手当」を受給するため、103万円等の収入額要件を超えないようにする就業調整（働き控え）の抑制に向けて、企業に制度見直しを提起している。そこで、全有効回答企業（n=9,067 社）における「配偶者手当」の支給状況についても把握すると、2023年9月末時点で「配偶者の収入額を支給要件とする配偶者手当を支給」していた割合が18.7%（WB後14.0%）に対し、現在の同割合は▲0.5ポイント（WB後0.3ポイント）の18.2%（WB後13.7%）となった（図表Ⅰ－19）。

図表Ⅰ－19 「配偶者手当」の支給・見直し状況とその理由

		2023年9月末					現在				2023年9月末と比較した支給増減	
		「配偶者手当」を支給	うち配偶者の収入額を支給要件として支給	「配偶者手当」を支給なし	無回答		「配偶者手当」を支給	うち配偶者の収入額を支給要件として支給	「配偶者手当」を支給なし	無回答		うち収入額要件あり
計		9,067	33.9	18.7	52.8	13.3	32.7	18.2	53.3	14.0	▲1.2	▲0.5
WB後		—	27.8	14.0	56.9	15.2	26.9	13.7	57.9	15.3	▲0.9	▲0.3
雇用者規模	10人以下	2,811	20.1	8.6	61.4	18.5	19.8	9.0	64.0	16.2	▲0.3	0.4
	11～30人	2,450	30.1	15.5	55.8	14.1	28.7	14.5	55.8	15.5	▲1.4	▲1.0
	31～50人	1,252	41.9	23.0	46.3	11.8	41.1	22.6	45.8	13.2	▲0.8	▲0.4
	51～100人	1,130	48.7	28.3	43.7	7.6	46.8	27.5	42.0	11.2	▲1.9	▲0.8
	101～500人	1,027	54.3	36.5	40.3	5.4	51.4	34.9	39.8	8.8	▲2.9	▲1.6
501人以上		168	48.2	33.9	48.8	3.0	47.6	34.5	47.0	5.4	▲0.6	0.6

		2023年10月以降における「配偶者手当」の見直し状況			「配偶者手当」の見直しを行っていない理由(複数回答)								その他		無回答
		行った	行っていない	無回答	特に、理由はない(検討の必要性を感じないため等)	見直しの手順が、わからないため	見直しに向けた検討を行う、人手が足りないため	引き続き、同様の配偶者手当(配偶者の収入額を支給要件とすること等)が必要と考えるため	従業員の見直しニーズがないため(過去、検討した際に反対があった等)	今後、検討するため(賃金全体を見直す中で対応予定等)					
計		3,072	6.5	93.2	0.4	63.3	2.1	1.7	17.1	3.0	10.1	3.8	2.4		
WB後		—	7.0	92.6	0.5	64.8	2.5	1.5	17.1	2.9	8.8	3.7	2.3		
雇用者規模	10人以下	565	7.3	91.7	1.1	65.4	2.7	1.2	17.4	2.5	7.9	3.5	1.9		
	11～30人	737	9.0	90.9	0.1	69.0	2.7	1.3	15.5	2.5	7.2	3.1	2.1		
	31～50人	524	6.3	93.7	—	62.1	2.0	2.6	16.7	3.1	11.2	3.9	3.3		
	51～100人	550	4.2	95.5	0.4	64.6	1.9	0.6	16.4	2.9	9.7	4.2	2.3		
	101～500人	558	5.0	94.6	0.4	56.4	1.3	2.3	20.5	3.6	12.5	4.5	2.7		
501人以上		81	7.4	92.6	—	52.0	1.3	6.7	14.7	4.0	24.0	4.0	1.3		

		「配偶者手当」の見直しを行った理由(複数回答)									
		子どもや高齢者、障がいがある親族等を対象とする手当を拡充するため	役割・職務に応じた賃金とするため	成果・業績に応じた賃金とするため	厚生労働省のリーフレットを見たため	国の方針として、定められているため(配偶者の働き方に、影響させないため等)	労務費を削減するため	従業員の見直しニーズがあったため	その他	無回答	
計		199	45.7	23.6	18.6	2.0	16.6	1.0	17.1	14.6	1.0
WB後		—	48.4	24.3	21.3	2.2	16.8	0.9	17.9	13.7	0.8

また、それ以外の要件のみの場合を含め、2023年9月末時点で「配偶者手当」を支給していた割合が33.9%（WB後27.8%）に対し、現在、「配偶者手当」を支給している割合は32.7%（WB後26.9%）で、2023年9月末時点比で▲1.2ポイント（WB後▲0.9ポイント）となった。

2023年9月末時点で「配偶者手当」を支給していた場合（n=3,072社）に、2023年10月以降、調査時点迄に、「配偶者手当」にかかる見直し状況について尋ねると、何らかの見直しを「行った」割合は6.5%（WB後7.0%）で、見直しを行った場合（n=199社）の理由としては（複数回答）¹⁵、「こどもや高齢者、障がいがある親族等を対象とする手当を拡充するため」が45.7%（WB後48.4%）でもっとも多く、これに「役割・職務に応じた賃金とするため」の23.6%（WB後24.3）等が続いた。

一方、配偶者手当の見直しを「行っていない」（93.2%）場合（n=2,362社）の理由についても尋ねると（複数回答）、「特に、理由はない（検討の必要性を感じないため等）」が63.3%（WB後64.8%）でもっとも多く、これに「引き続き、同様の配偶者手当（配偶者の収入額を支給要件とすること等）が必要と考えるため」が17.1%（WB後17.1%）、「今後、検討するため（賃金全体を見直す中で対応予定等）」が10.1%（WB後8.8%）等となった。

Ⅱ 労働者 Web 調査結果の概要

1. 短時間労働者という形態で働いている理由や短時間労働者にも厚生年金・健康保険が適用されることの認知度等

（1）短時間労働者という形態で働いている理由

全有効回答労働者（n=10,000人）で、現在、短時間労働者という形態で働いている理由について尋ねた結果をみると（複数回答）、「自分の都合の良い日や時間帯に、働きたいから」（46.4%）がもっとも多く、これに「時間を有効に使えるから」（25.5%）や「労働時間や出勤日数が短いから」（20.2%）、「休みやすいから」（19.3%）、「育児や介護、家事負担があるから」（17.8%）、「正社員として働くことが、体力的に難しいから」（17.2%）等が続いた（図表Ⅱ－1）。

こうした結果を1週間の所定労働時間別にみると、「自分の都合の良い日や時間帯に、働きたいから」は長さに依らず最多で、所定労働時間がより短いほど回答割合が高まる（週30時間以上フルタイム未満で30.4%⇒週10時間未満で54.7%）のに対し、「正社員としての働き口が見つからなかったから、正社員になれないから」等については、所定労働時間が長いほど高くなっている（週10時間未満で5.2%⇒週30時間以上フルタイム未満で16.8%）。

図表Ⅱ－1 短時間労働者という形態で働いている理由

																				(%)	
		自分の都合の良い日や時間帯に、働きたいから	時間を有効に使えるから	短い労働時間や出勤日数が	就業時間調整（年収や労働時間の調整）ができるから	定型的な仕事や、責任の少ない仕事をしたいから	資格・技能を活かして、働きたいから	通勤が容易だから	休みやすいから	すぐに働き始めたから	辞めやすいから	正社員になれないから	正社員としての働き口が見つからなかったから	正社員としての働き口が、体力的に難しいから	育児や介護、家事負担があるから	病気や障がい等の事情があるから	高齢だから	定年後の再雇用だから	副業でできるから	他に本業があるから	その他
計	10,000	46.4	25.5	20.2	8.7	13.7	4.3	12.4	19.3	5.1	4.3	9.1	12.8	17.2	17.8	7.6	4.8	2.2	8.7		
週10時間未満	1,204	54.7	25.9	22.5	4.7	12.5	6.2	11.3	17.2	5.3	4.5	5.2	8.8	15.4	15.3	10.4	4.8	2.6	9.6		
週10時間以上20時間未満	4,094	53.4	28.6	26.2	13.7	14.3	3.8	12.9	20.3	4.0	4.1	5.3	12.3	19.3	22.5	7.6	4.6	1.7	6.7		
週20時間以上30時間未満	2,596	44.6	26.8	19.1	7.8	13.8	4.2	13.5	20.3	5.3	4.0	10.7	12.6	18.7	17.4	8.4	5.1	2.2	7.9		
週30時間以上フルタイム未満	2,106	30.4	17.9	8.7	2.3	13.2	4.1	10.7	17.4	6.8	4.8	16.8	16.0	12.2	10.4	5.0	5.0	3.1	13.1		

（２）短時間労働者にも厚生年金・健康保険が適用されることの認知度等

全有効回答労働者（n=10,000 人）で、短時間労働者にも厚生年金・健康保険が適用されること¹⁶の認知度について尋ねた結果をみると、「知っている」との回答は 64.7%で「知らない・わからない」が 35.3%となった（図表Ⅱ－２）。

「知っている」との回答は、勤め先の常用雇用者の人数規模が小さくなるほど低下する傾向が見られ、2024 年 10 月～適用対象の 51～100 人企業に勤務する短時間労働者（n=439 人）では 72.2%となったが、50 人以下企業（61.7%）も含めた周知徹底が求められる。

図表Ⅱ－２ 短時間労働者にも厚生年金・健康保険が適用されることの認知度

		（％）	
		知っている	知らない、 わからない
計	10,000	64.7	35.3
常用50人以下	3,372	61.7	38.3
51人～100人	439	72.2	27.8
101～500人	404	77.5	22.5
501人以上	952	82.4	17.6
わからない	4,833	61.6	38.4

また、全有効回答労働者（n=10,000 人）で、「公的年金」の仕組みや役割などについての理解度を尋ねた結果をみると（複数回答）、正答率の高い順に「学生を含めた 20 歳以上の国民は、国民年金に加入する義務がある」（61.4%）、「保険料の納付状況に応じて、年金額が変動する」（49.3%）、「『ねんきんネット』という、年金の支払い記録や将来年金の見込額などを、パソコンやスマートフォンから確認できるサービスがある」（45.9%）、「生涯にわたり（終身）、年金を受給できる」（45.1%）となった（図表Ⅱ－３）。

総じて、何らかの正答があった割合は 8 割を超えた（81.8%）ものの、全問正答の割合は 1 割程度（11.3%）となった。何らかの正答があった割合は、年齢層が上昇するほど高まるが、～30 歳代までは 6 割台となっている。厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い今後の働き方を考える上でも、「保険料の納付状況に応じて、年金額が変動する」こと等、引き続き、公的年金制度全般にかかる周知の取組が求められる。

図表Ⅱ－３ 公的年金制度全般に対する理解度

		（％）											
		学生を含めた 20 歳以上の国民は、国民年金に加入する義務がある	現役世代が、年金を受給する高齢者を扶養する制度（賦課方式）である	生涯にわたり（終身）、年金を受給できる	年金を受け取るには、保険料納付済等期間が10年以上、必要である	保険料の納付状況に応じて、年金額が変動する	けがや病気※で障がい者になった場合、現役世代も含めて障害年金が支給される※がんや糖尿病、心疾患、呼吸器疾患による障害、精神障害等も含まれる	被保険者が不慮の事故や病気で亡くなった場合、その収入で生活していた配偶者や子等に遺族年金が支給される	「ねんきんネット」という、年金の支払い記録や将来年金の見込額などを、パソコンやスマートフォンから確認できるサービスがある	「公的年金シミュレーター」という、働き方・暮らし方の変化に応じて将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールがある	左記の中に、正しい記述はない	何らかの正答あり計	うち、全問正答
計	10,000	61.4	37.9	45.1	34.8	49.3	36.5	38.5	45.9	23.3	18.2	81.8	11.3
性別													
男性	1,857	60.5	40.8	51.9	35.8	49.0	37.1	35.8	44.1	26.6	18.5	81.5	14.0
女性	8,143	61.7	37.2	43.6	34.6	49.4	36.4	39.1	46.3	22.6	18.1	81.9	10.6
年齢層別													
～20歳代	826	36.1	19.5	17.7	14.5	23.6	20.1	13.1	19.5	10.4	35.4	64.6	2.5
30歳代	1,482	42.3	27.9	24.7	24.5	35.1	27.7	25.4	31.4	16.6	30.6	69.4	5.6
40歳代	2,475	59.6	33.7	36.7	31.6	45.5	32.4	33.6	42.7	20.1	19.5	80.5	8.4
50歳代	2,582	70.4	42.7	51.5	38.7	55.0	40.3	44.8	52.6	25.2	13.0	87.0	13.7
60歳代	2,635	73.1	48.3	66.9	46.2	63.3	46.9	52.2	58.8	32.3	9.8	90.2	17.5

¹⁶ 厚生年金・健康保険が適用されている事業所に勤務する短時間労働者については、基本的に、週の所定労働時間が 30 時間以上の「常用雇用者」であれば適用される。また、一定規模の企業に勤務する場合は、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超のすべての要件を満たす短時間労働者（学生除く）にも適用されることを注釈した。

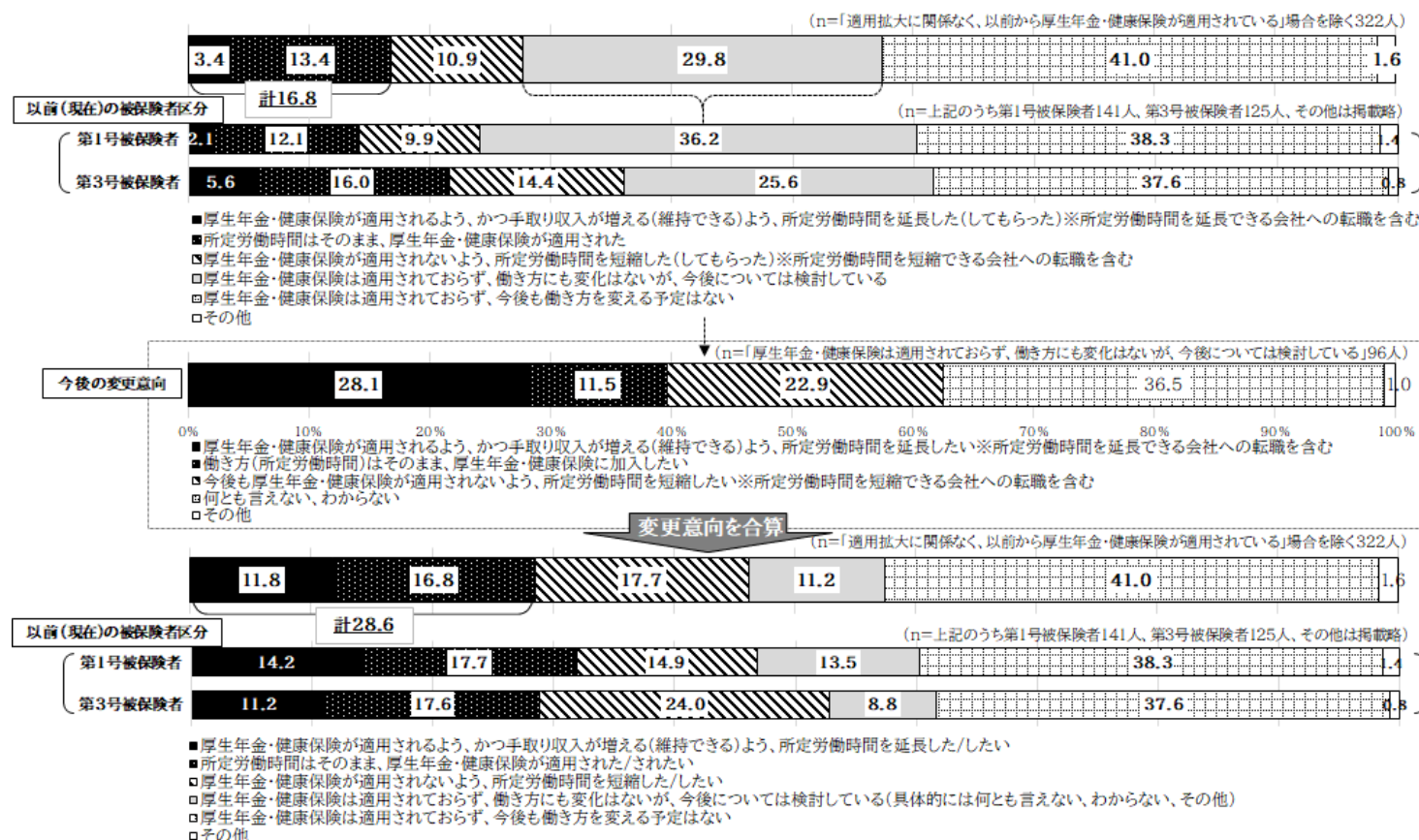
2. 適用拡大への対応状況や厚生年金・健康保険に加入した理由

(1) 常用雇用者 51～100 人企業に勤務する短時間労働者の適用拡大（2024 年 10 月～）への対応状況

全有効回答労働者のうち、常用雇用者 51～100 人企業に勤務する短時間労働者（適用拡大前からの厚生年金・健康保険適用者を除く、n=322 人）を対象に、2024 年 10 月～の適用拡大に伴い、自身の働き方（所定労働時間の長さ）や社会保険の適用状況に変化があったか尋ねると、「厚生年金・健康保険は適用されておらず、今後も働き方を変える予定はない」が 41.0%となったものの、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、所定労働時間を延長した（してもらった）」が 3.4%、「所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された」が 13.4%で合わせて 16.8%に対し、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」は 10.9%で、「厚生年金・健康保険は適用されておらず、働き方にも変化はないが、今後については検討している」が 29.8%となった（図表Ⅱ－4）。

なお、「厚生年金・健康保険は適用されておらず、働き方にも変化はないが、今後については検討している」場合（n=96 人）に、今後の変更意向についても尋ねると「わからない・何とも言えない」が 36.5%となったが、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、所定労働時間を延長したい」が 28.1%、「働き方（所定労働時間）はそのまま、厚生年金・健康保険に加入したい」が 11.5%に対し、「今後も厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮したい」が 22.9%となった。こうした結果を合算集計すると、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、所定労働時間を延長した（してもらった）／したい」が 11.8%、「所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された／たい」が 16.8%で合わせて 28.6%に対し、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）／したい」が 17.7%等となっている。

図表Ⅱ－4 51～100 人企業に勤務する短時間労働者の適用拡大への対応状況



（２）常用雇用者 101 人以上企業に勤務する短時間労働者の被保険者区分の転換状況

全有効回答労働者のうち、常用雇用者 101 人以上企業に勤務し、「厚生年金に加入（第 2 号被保険者）」している短時間労働者（n=648 人）に、現在の勤め先での被保険者区分の転換状況について尋ねると、「他の被保険者区分から、『厚生年金に加入（第 2 号被保険者）』に転換した」が 30.4%、「『厚生年金に加入（第 2 号被保険者）』するため、現在の勤め先に転職した」が 11.4%で合わせて 41.8%に対し、「転換・転職していない、被保険者区分に変化はない」が 58.2%となった（図表Ⅱ－5）。

図表Ⅱ－5 101 人以上企業に勤務する短時間労働者の被保険者区分の転換状況

		(%)			
		他の被保険者区分から、 「厚生年金に加入 (第2号被保険者)」に転換した	「厚生年金に加入 (第2号被保険者)」するため、 現在の勤め先に転職した	転換・転職していない、 被保険者区分に 変化はない	他の被保険者 区分から、 転換／転職した計
計	648	30.4	11.4	58.2	41.8
常用101～500人	203	25.6	17.7	56.7	43.3
501人以上	445	32.6	8.5	58.9	41.1

（３）厚生年金・健康保険に加入した（したい）理由と加入者の特徴

（１）で厚生年金・健康保険が適用された／今後の意向として適用されるようにしたい場合¹⁷、あるいは（２）で他の被保険者区分から転換・転職して加入した場合（n=363 人）に、厚生年金・健康保険に加入した（したい）理由について尋ねると（複数回答）、「将来の年金額を増やしたいから」（36.6%）がもっとも多く、これに「保険料の負担が軽くなるから」（27.8%）、「勤め先から（加入するよう）言われたから、勧められたから」（22.9%）、「より長い時間、働けるようになったから」（20.9%）、「収入を増やしたい（維持したい）から」（19.0%）等が続いた（図表Ⅱ－6）。

常用雇用者の人数規模別にみると、いずれも最多は「将来の年金額を増やしたいから」で、次いで 51～100 人企業に勤務している場合は「より長い時間、働けるようになったから」（23.9%）や「保険料の負担が軽くなるから」（22.8%）、また、101 人以上企業では「保険料の負担が軽くなるから」（101～500 人で 27.3%、501 人以上で 30.6%）や「勤め先から（加入するよう）言われたから、勧められたから」（同順に 25.0%、27.9%）となった。「保険料の負担が軽くなるから」や「収入を増やしたい（維持したい）から」については、大規模になるほど回答割合が高まるのに対し、「より長い時間、働けるようになったから」については小規模ほど高くなっている。

図表Ⅱ－6 厚生年金・健康保険に加入した（したい）理由

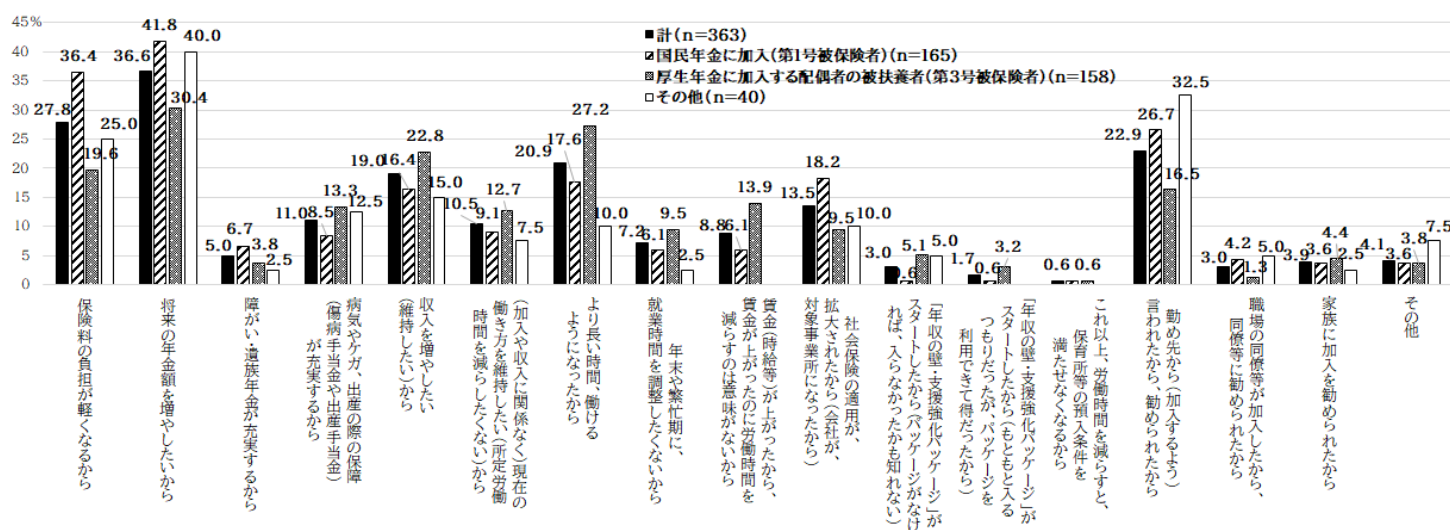
																			(%)
		保険料の負担が軽くなる	将来の年金額を増やしたい	障がい・遺族年金が充実するから	病気やケガ、出産の際の保障（傷病手当金や出産手当金）が充実するから	収入を増やしたいから（維持したい）から	（加入や収入に関係なく）現在の働き方を維持したい（所定労働時間を減らしたくない）から	より長い時間、働けるようになったから	年末や繁忙期に、就業時間を調整したくないから	たから、賃金（時給等）が上がったのには意味がないから	賃金（時給等）が上がったから、賃金（時給等）が下がったから、賃金（時								

¹⁷ 常用雇用者 51～100 人企業に勤務する短時間労働者で「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、所定労働時間を延長した（してもらった）」あるいは「所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された」と回答した場合、また、今後の意向として「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、所定労働時間を延長したい（所定労働時間を延長できる会社への転職を含む）」あるいは「働き方（所定労働時間）はそのまま、厚生年金・健康保険に加入したい」と回答した場合。

また、(1)で厚生年金・健康保険が適用された／今後の意向として適用されるようにしたい場合¹⁷、あるいは(2)で他の被保険者区分から転換・転職して加入した場合(n=363人)の、加入以前(現在含む¹⁸)の社会保険(年金)の種類については、「国民年金に加入(第1号被保険者)」が45.5%に対し、「厚生年金に加入する配偶者の被扶養者(第3号被保険者)」が43.5%、「その他」が11.0%となった(図表Ⅱ-7)。

図表Ⅱ-7 以前（現在含む）の社会保険（年金）の種類と厚生年金・健康保険に加入した理由

		(%)		
		以前(現在含む)の社会保険(年金)の種類		
		国民年金に加入 (第1号被保険者)	厚生年金に加入する 配偶者の被扶養者 (第3号被保険者)	その他
計	363	45.5	43.5	11.0
常用51~100人	92	48.9	39.1	12.0
101~500人	88	39.8	45.5	14.8
501人以上	183	46.4	44.8	8.7



(1) 常用雇用者 50 人以下企業まで適用拡大が行われた場合

¹⁸ 今後の意向として適用されるようにしたいと回答した場合。

で、常用雇用者 50 人以下企業¹⁹に勤務する短時間労働者（n=2,731 人）に、厚生年金・健康保険適用の企業規模要件が緩和され、自身の働く事業所でも週の所定労働時間 20 時間以上かつ月額賃金 8.8 万円以上が対象になった場合の対応意向について尋ねると、「何とも言えない、わからない」が 52.8%となったものの、「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）」が 6.3%、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を延ばす」及び「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を延ばすが、手取り収入が減らない程度の増加に抑える」がともに 9.8%で、総じて適用を受容する割合が計 26.0%に対し、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を短くする」が 15.3%、「自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）」が 1.5%、「働くことをやめる」が 3.0%で、合わせて適用を回避する割合が計 19.8%となった（図表Ⅱ－8）。

こうした結果を、現在の社会保険（年金）の種類別にみると、「国民年金に加入（第 1 号被保険者）」している場合は、適用受容計（27.2%）が適用回避計（14.8%）を 10 ポイント以上、上回ったのに対し、「配偶者が加入する被用者年金の被扶養者（第 3 号被保険者）」では、両者が同程度（同順に 27.3%、27.0%）で拮抗している。

図表Ⅱ－8 50 人以下企業で現行の働き方要件で適用拡大が行われた場合の対応意向

		厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を延ばす	厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を延ばすが、手取り収入が減らない程度の増加に抑える	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を短くする	自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	働くことをやめる	何とも言えない、わからない	その他	厚生年金・健康保険の適用受容計（正社員化含む）	厚生年金・健康保険の適用回避計（離職含む）
常用50人以下に勤務計	2,731	6.3	9.8	9.8	15.3	1.5	3.0	52.8	1.4	26.0	19.8
性別											
男性	450	10.4	8.7	11.6	7.6	2.2	4.2	54.9	0.4	30.7	14.0
女性	2,281	5.5	10.0	9.5	16.8	1.4	2.8	52.4	1.6	25.0	21.0
年齢層別											
～20歳代	218	17.9	12.8	6.9	6.4	1.4	2.8	51.4	0.5	37.6	10.6
30歳代	385	8.1	9.1	9.9	11.2	2.3	4.7	54.3	0.5	27.0	18.2
40歳代	713	6.3	12.3	12.8	15.4	0.8	2.0	48.5	1.8	31.4	18.2
50歳代	779	5.0	9.9	10.1	18.6	1.2	3.0	51.3	0.9	25.0	22.7
60歳代	636	3.0	6.3	7.1	16.5	2.4	3.3	59.1	2.4	16.4	22.2
現在の社会保険（年金）の加入状況別											
国民年金に加入（第1号被保険者）	1,259	8.2	9.6	9.4	9.0	2.3	3.5	56.9	1.1	27.2	14.8
配偶者が加入する被用者年金の被扶養配偶者（第3号被保険者）	1,103	4.8	11.2	11.2	23.8	0.7	2.4	44.2	1.5	27.3	27.0
その他	369	4.6	6.2	7.0	11.1	1.4	3.0	64.5	2.2	17.9	15.4
「公的年金」の仕組みや役割などについての理解度別											
何らか正答あり計	2,243	6.8	11.3	11.1	17.3	1.8	2.6	47.4	1.7	29.1	21.8
正答無し	488	4.3	3.1	4.1	5.7	0.4	4.7	77.7	—	11.5	10.9

（2）常用雇用者 51 人以上企業等²⁰で自身の現在の働き方が適用対象になった場合

現在の社会保険（年金）の種類が「国民年金に加入（第 1 号被保険者）」「配偶者が加入する被用者年金の被扶養配偶者（第 3 号被保険者）」あるいは「その他」で、常用雇用者 51 人以上あるいは規模不明の企業に勤務する短時間労働者（n=4,568 人）に、厚生年金・健康保険の適用要件である週の所定労働時間要件や賃金要件が更に引き下げられ、自身の現在の働き方が対象になった場合の対応意向についても尋ねると、「何とも言えない、わからない」が 54.2%となったものの、「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）」

¹⁹ 調査上は、規模不明の場合も同様に尋ねているが、本資料では常用雇用者 50 人以下に限定した集計結果を示す。

²⁰ 50 人以下企業に勤務する場合も同様に尋ねているが、本資料では（1）以外での集計結果を示す。

が 3.7%、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、(短時間労働者のまま) 働く時間を延ばす」が 9.1%、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者のまま) 働く時間を延ばすが、手取り収入が減らない程度の増加に抑える」が 8.8%で、総じて適用を受容する割合が計 21.5%に対し、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を短くする」が 18.7%、「自営業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)」が 0.9%、「働くことをやめる」が 3.7%で、合わせて適用を回避する割合が計 23.3%となった(図表Ⅱ－9)。

現在の社会保険(年金)の種類別にみると、「国民年金に加入(第1号被保険者)」している場合は、適用受容計(24.6%)が適用回避計(16.8%)を上回ったのに対し、「配偶者が加入する被用者年金の被扶養者(第3号被保険者)」は、適用回避計(31.4%)が適用受容計(23.0%)を上回っている。また、常用雇用者の人数規模別では、小規模になるほど適用受容計が高く、500人以下で適用回避計を上回った。

図表Ⅱ－9 51人以上企業等で自身の現在の働き方が適用対象になった場合の対応意向

											(%)	
		厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く(働きたい)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、(短時間労働者のまま)働く時間を延ばす	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者のまま)働く時間を延ばすが、手取り収入が減らない程度の増加に抑える	厚生年金・健康保険が適用されないよう、働く時間を短くする	自営業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)	働くことをやめる	何とも言えない、わからない	その他	厚生年金・健康保険の適用受容計(正社員化含む)	厚生年金・健康保険の適用回避計(離職含む)	
常用51人以上に勤務あるいは規模不明計		4,568	3.7	9.1	8.8	18.7	0.9	3.7	54.2	1.0	21.5	23.3
性別												
男性		749	6.8	6.7	5.7	8.7	0.9	6.1	64.2	0.8	19.2	15.8
女性		3,819	3.1	9.5	9.4	20.7	0.8	3.3	52.2	1.0	22.0	24.8
年齢層別												
～20歳代		398	↑8.5	10.1	5.8	6.8	1.0	3.3	↑64.3	0.3	24.4	11.1
30歳代		711	5.5	9.6	9.8	12.0	1.4	2.7	58.5	0.6	24.9	16.0
40歳代		1,126	4.7	12.3	11.1	16.3	0.7	3.2	51.2	0.5	↑28.2	20.2
50歳代		1,169	2.4	10.1	9.2	↓25.5	0.4	2.8	48.8	0.8	21.7	28.7
60歳代		1,164	1.3	4.2	6.4	22.4	1.0	6.0	56.5	2.1	11.9	↓29.5
現在の社会保険(年金)の加入状況別												
国民年金に加入(第1号被保険者)		1,872	5.4	10.6	8.7	12.2	0.9	3.7	57.7	0.9	24.6	16.8
配偶者が加入する被用者年金の被扶養配偶者(第3号被保険者)		1,882	2.4	9.9	10.7	27.3	0.8	3.3	44.7	0.9	23.0	31.4
その他		814	2.7	3.7	4.7	13.8	1.0	4.8	67.9	1.5	11.1	19.5
常用雇用者の人数規模別												
常用51人～100人		268	6.7	16.8	13.4	17.5	1.9	4.1	38.4	1.1	↑36.9	23.5
101～500人		201	7.5	9.0	17.9	21.4	0.5	3.0	39.8	1.0	34.3	24.9
501人以上		507	3.4	11.0	11.2	↓27.6	1.2	5.9	37.7	2.0	25.6	↓34.7
わからない		3,592	3.3	8.2	7.6	17.4	0.8	3.5	58.5	0.8	19.1	21.6
「公的年金」の仕組みや役割などについての理解度別												
何らかの正答あり計		3,669	4.3	10.6	10.4	21.6	1.0	3.6	47.4	1.1	25.3	26.2
正答無し		899	1.4	2.9	2.0	6.7	0.4	4.2	82.0	0.3	6.3	11.3

(3) 厚生年金・健康保険に加入する・しない理由

(1) あるいは(2)で「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く(働きたい)」「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、(短時間労働者のまま) 働く時間を延ばす」あるいは「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、(短時間労働者のまま) 働く時間を延ばすが、手取り収入が減らない程度の増加に抑える」と回答した場合(n=1,693人)に、厚生年金・健康保険に加入する理由について尋ねると(複数回答)、「将来の年金額を増やしたいから」(47.3%)がもっとも多く、これに「保険料の負担が軽くなるから」(38.4%)、「収入を増やしたい(維持したい)から」(37.2%)等が続いた(図表Ⅱ－10)。男性や「国民年金に加入(第1号被保険者)」している場合は、「保険料の負担が軽くなるから」や「将来の年金額を増やしたいから」が多いのに対し、女性や「配偶者が加入する被用者年金の被扶養者(第3号被保険者)」では、「将来の年金額を増やしたいから」

や「収入を増やしたい（維持したい）から」が多くなっている。また、50歳代まで、年齢層が上昇するほど「将来の年金額を増やしたいから」が高まるのに対し、年齢層が低下するほど「収入を増やしたい（維持したい）から」が高くなっている。

一方、（１）あるいは（２）で「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮する」「自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）」あるいは「働くことをやめる」と回答した場合（n=1,605人）に、厚生年金・健康保険に加入しない理由を尋ねると（複数回答）、「手取り収入が減少するから」（52.5%）がもっとも多く、これに「健康保険の扶養から外れるから」（33.6%）、「配偶者控除を受けられなくなるから、配偶者特別控除が遡減されるから」（25.4%）や「加入するメリットがわからないから」（24.8%）が続いた。女性や「配偶者が加入する被用者年金の被扶養者（第3号被保険者）」では、「健康保険の扶養から外れるから」や「配偶者控除を受けられなくなるから、配偶者特別控除が遡減されるから」が顕著に高い。

図表Ⅱ－10 更なる適用拡大が行われた場合に厚生年金・健康保険に加入する／しない理由

		厚生年金・健康保険に加入する理由(複数回答)								(%)	
		保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付(傷病や出産時の手当金)が充実するから	収入を増やしたい(維持したい)から	(加入や収入に関係なく)現在の働き方を維持したい(所定労働時間を減らしたくない)から	その他			
計	1,693	38.4	47.3	7.2	13.9	37.2	16.1	1.1			
性別											
男性	282	50.0	41.1	15.2	19.9	30.5	13.1	0.4			
女性	1,411	36.1	48.5	5.6	12.7	38.6	16.7	1.2			
年齢層別											
～20歳代	179	41.9	38.5	12.3	15.1	41.3	8.9	-			
30歳代	281	42.7	40.9	8.9	12.5	42.7	14.9	1.4			
40歳代	541	34.2	51.9	7.0	15.2	37.2	18.3	1.3			
50歳代	449	35.9	52.8	6.0	11.8	35.9	15.6	1.1			
60歳代	243	44.9	40.7	4.1	15.6	30.5	18.5	0.8			
現在の社会保険(年金)の加入状況別											
国民年金に加入(第1号被保険者)	803	50.4	48.2	10.5	16.2	33.1	14.8	0.7			
配偶者が加入する被用者年金の被扶養配偶者(第3号被保険者)	734	24.8	48.5	3.8	10.5	42.4	18.3	1.4			
その他	156	40.4	37.2	6.4	17.9	34.0	12.2	1.3			
常用雇用者の人数規模別											
常用50人以下	709	41.9	45.8	8.5	13.5	33.4	15.4	1.1			
51人～100人	99	29.3	48.5	12.1	14.1	33.3	14.1	-			
101～500人	69	40.6	44.9	2.9	20.3	34.8	17.4	2.9			
501人以上	130	36.2	46.2	6.9	10.0	49.2	18.5	0.8			
わからない	686	36.3	49.1	5.7	14.3	39.7	16.5	1.0			

厚生年金・健康保険に加入しない理由(複数回答)											(%)	
手取り収入が減少するから	加入するメリットがわからないから	配偶者控除を受けられなくなるから、配偶者特別控除が遡減されるから	配偶者の勤め先から、手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	障がい者厚生年金や老齢厚生年金の定額部分(加給含む)が支給停止になるから	(育児や介護、病気等の事情で)働く時間を増やせないから	勤め先に(加入したいという)希望を言いにくいから	周囲の動向を見てから、どうするか決めようと思うから	その他			
52.5	24.8	25.4	11.2	33.6	2.6	13.3	4.5	7.1	5.2			
49.7	28.2	1.1	0.6	5.0	7.7	6.6	8.8	13.8	6.6			
52.8	24.4	28.4	12.5	37.3	1.9	14.2	4.0	6.3	5.1			
38.8	25.4	11.9	6.0	13.4	9.0	16.4	9.0	20.9	-			
59.2	25.5	21.7	9.2	23.9	2.7	30.4	6.0	5.4	2.2			
60.8	20.4	26.9	16.2	38.7	0.8	17.1	3.6	7.3	2.8			
55.4	25.5	31.0	14.8	44.8	1.6	12.3	5.7	5.8	4.9			
42.6	26.9	21.5	5.0	24.6	3.9	4.8	2.9	7.0	9.3			
状況別												
53.8	25.0	10.6	2.2	6.4	3.8	11.2	7.2	10.6	6.2			
55.3	24.3	38.4	18.7	53.9	0.8	15.5	3.1	3.9	2.8			
37.5	26.4	6.0	0.9	13.4	6.9	9.3	4.2	12.0	13.0			
51.4	22.2	24.2	9.1	33.5	3.7	14.6	5.2	7.6	4.1			
52.4	23.8	27.0	15.9	34.9	-	9.5	4.8	11.1	9.5			
62.0	28.0	22.0	6.0	34.0	2.0	14.0	4.0	6.0	6.0			
46.6	21.6	26.1	10.8	30.7	2.8	13.1	4.0	6.3	8.5			
53.9	27.2	26.1	12.6	34.3	1.9	12.8	4.3	6.7	4.9			

(2) 就業調整している理由

就業調整している場合（n=3,745 人）にその理由についても尋ねると（複数回答）、「一定の収入を超えると、住民税を支払わなければならないから」（38.0%）がもっとも多く、次いで「一定の収入を超えると、所得税を支払わなければならないから」（36.1%）、「一定の収入を超えると、配偶者の健康保険・厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自身で加入しなければならなくなるから」（29.8%）、「一定の収入を超えると、配偶者控除が無くなるから」（28.9%）、「一定の労働時間等を超えると、厚生年金、健康保険の保険料を支払わなければならないから」（26.5%）等となった（**図表Ⅱ－12**）。なお、「年収・月収」を意識して就業調整している場合に、（これ以下に抑えようと）意識している個人年収水準（～150 万円以下迄抜粋）と就業調整している理由の関係についてもみると、水準が低下するほどより多く複合的な理由を回答しており、年収の壁としての厚みを増す様子がうかがえる。

また、こうした結果を 2023 年の世帯全体の年収別でもみると、「一定の労働時間等を超えると、厚生年金、健康保険の保険料を支払わなければならないから」や「一定の収入を超えると、配偶者の健康保険・厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自身で加入しなければならなくなるから」「一定の収入を超えると、配偶者控除が無くなるから」「一定の収入を超えると、配偶者特別控除が減額される、無くなるから」等については、水準が上昇するほど高まる傾向が見て取れる。これに対し、「一定の収入を超えると、非課税世帯として受け取れる給付金がもらえなくなるから」や「会社から、言われているから」等については、水準が低下するほど高くなっている。

図表Ⅱ-12 就業調整している理由

(%)																		
平均選択数	その他	何となく、その方が得だと思うから	周りが、そうしているから (友人、同僚、SNS情報等)	配偶者から、言われているから	会社から、言われているから	所得税率を、抑えるため	年金の減額を避けるため、 減額率を抑えるため	一定の労働時間等を超えると、 厚生年金・健康保険の保険料を 支払わなければならないから	一定の労働時間を超えると、 雇用保険の保険料を支払わな ければならないから	一定の収入を超えると、配偶者 の健康保険・厚生年金保険の加 入しなければならなくなるから	一定の収入を超えると、配偶者 の会社の配偶者手当がもらえ なくなるから	一定の収入を超えると、 配偶者特別控除が減額される、 無くなるから	一定の収入を超えると、 配偶者控除が無くなるから	一定の収入を超えると、 非課税世帯として受け取れる 給付金がもらえなくなるから	一定の収入を超えないから、所得税 を支払わなければならない	一定の収入を超えないから、住民税 を支払わなければならない		
計	3,745	38.0	36.1	10.5	28.9	15.5	11.1	29.8	17.0	26.5	2.2	5.5	7.0	9.7	2.1	7.5	6.1	2.5
(これ以下に抑えようと)意識している個人年収水準別																		
100万円以下	825	↑72.0	↑56.6	↑14.4	↑38.5	20.8	15.2	31.5	24.7	32.0	1.5	8.0	5.2	11.6	1.8	6.5	3.5	↑3.4
103万円以下	861	44.1	52.6	11.1	41.0	20.0	17.3	32.5	19.6	27.2	0.8	4.2	5.8	14.4	2.0	5.9	2.8	3.0
106万円以下	268	19.8	26.5	10.1	28.4	13.8	9.7	42.2	20.1	44.8	1.5	2.2	8.2	9.0	2.6	2.6	3.4	2.4
130万円以下	651	16.0	17.4	5.1	28.1	19.2	10.4	↓52.4	13.5	29.3	1.1	2.0	3.5	9.5	1.2	3.8	2.0	2.1
150万円以下	70	14.3	11.4	14.3	18.6	22.9	1.4	4.3	11.4	5.7	1.4	7.1	11.4	8.6	—	11.4	5.7	1.5
2023年の世帯全体の年収水準別																		
300万円以下	675	42.4	32.7	↑20.1	6.5	2.7	1.3	5.6	18.1	23.4	↑3.9	9.0	↑9.2	3.6	2.8	10.8	11.4	2.0
300万円超600万円以下	1,180	38.1	37.1	9.5	32.3	17.4	10.8	31.4	16.4	27.2	2.6	4.6	7.4	8.6	1.5	6.6	5.2	2.6
600万円超900万円以下	769	34.7	36.5	6.9	35.9	18.6	15.2	39.7	16.5	27.7	0.9	5.5	5.7	12.6	1.6	5.9	3.9	2.7
900万円超	413	36.3	35.6	5.8	38.7	24.0	17.9	↓45.5	19.4	29.3	1.0	3.9	4.4	↓15.7	2.4	7.3	4.1	2.9
わからない	708	38.3	37.3	9.5	31.1	16.4	12.3	30.4	16.1	25.1	2.0	4.7	7.1	10.6	2.7	7.6	6.4	2.6

(3) 就業調整の必要がなくなった場合の就業希望

現在、就業調整している場合（n=3,745 人）に、仮に年収や労働時間によって就業調整を行う必要がなくなったら、現状以上に働くことを希望するかについて、育児や介護、家事負担、健康上の理由等、実際により長い労働時間、働くことが可能かどうかも含めて尋ねると、総じて働くことを希望する割合は計 64.7%となったが、「働くことを希望するが、実際に働けるかどうかはわからない」（27.0%）との回答も多く、「働くことを希望し、実際にもっと働ける」は 28.3%となった（図

表Ⅱ－13)。なお、「働くことを希望しないが、働こうと思えば、実際にはもっと働ける」は20.4%で、合わせて希望の有無にかかわらず、実際にもっと働ける割合は計48.7%となった。

こうした結果を年齢層別にみると、総じて働くことを希望する割合は、若年層になるほど概ね高まる傾向が見られるが、「働くことを希望し、実際にもっと働ける」との差は「30歳代」(42.2ポイント差)で高い。また、「働くことを希望しないが、働こうと思えば、実際にはもっと働ける」割合は、高齢層になるほど概ね高まり「60歳代」で4人に一人以上(27.0%)となっている。

1. (1) でみた短時間労働者という形態で働いている理由(複数回答)との関係をみると、「働くことを希望し、実際にもっと働ける」割合は、「すぐに働き始めたかったから」(39.6%)や「正社員としての働き口が見つからなかったから、正社員になれないから」(37.2%)が高いのに対し、「病気や障がい等の事情があるから」(11.2%)、「定年後の再雇用だから、高齢だから」(16.1%)や「正社員として働くことが、体力的に難しいから」(17.4%)では低くなっている。なお、総じて働くことを希望する割合と「働くことを希望し、実際にもっと働ける」割合の差がもっとも開いているのは「病気や障がい等の事情があるから」(53.2ポイント差)であり、次いで「育児や介護、家事負担があるから」及び「正社員としての働き口が見つからなかったから、正社員になれないから」(ともに43.3ポイント差)となった。こうした中、世帯の家計状況別では、家計にゆとりがないほど、総じて働くことを希望する割合が高まるものの、「働くことを希望し、実際にもっと働ける」との差も大きくなることが分かる。一方、家計にゆとりがあるほど、「働くことを希望しないが、働こうと思えば、実際にはもっと働ける」との回答が概ね高まる傾向が見て取れる。

図表Ⅱ－13 就業調整の必要がなくなった場合の就業希望

		(%)									
			働くことを希望し、実際に もっと働ける	働くことを希望するが、実 際には働けない	働くことを希望するが、実 際には働けるかどうかはわ からない	働くことを希望しないが、 働こうと思えば、実際には もっと働ける	働くことを希望しないし、 実際に働けるかどうかはわ からない	働くことを希望しないし、 実際に働けるかどうかはわ からない	働くことを希望する計	実際に もっと働ける との差	希望にか かわらず 実際に もっと働 ける計
計		3,745	28.3	9.4	27.0	20.4	7.7	7.2	64.7	36.4	48.7
性別											
	男性	414	30.0	9.9	25.1	20.8	6.0	8.2	65.0	35.0	50.7
	女性	3,331	28.1	9.3	27.2	20.4	8.0	7.1	64.6	36.6	48.4
年齢層別											
	～20歳代	289	35.3	13.5	25.3	14.2	3.5	8.3	74.0	38.8	49.5
	30歳代	545	25.7	13.0	29.2	19.8	5.1	7.2	67.9	42.2	45.5
	40歳代	1,057	30.8	9.1	29.5	17.5	7.2	5.9	69.4	38.6	48.3
	50歳代	1,101	30.0	7.4	26.3	20.6	9.0	6.7	63.7	33.7	50.6
	60歳代	753	21.4	8.6	23.5	27.0	10.2	9.3	53.5	32.1	48.3
短時間労働者という形態で働いている理由別											
	自分の都合の良い日や時間帯に、働きたいから	2,035	25.9	8.5	26.0	24.4	7.9	7.3	60.4	34.5	50.3
	時間を有効に使えるから	1,104	25.7	8.6	27.4	25.7	7.5	5.1	61.7	36.0	51.4
	労働時間や出勤日数が短いから	871	20.7	7.8	27.7	29.0	8.4	6.4	56.1	35.5	49.7
	就業調整(年収や労働時間の調整)が、できるから	868	27.6	6.8	29.0	22.2	8.4	5.9	63.5	35.8	49.9
	定型的な仕事や、責任の少ない仕事をしたいから	519	19.5	8.5	26.8	29.9	7.7	7.7	54.7	35.3	49.3
	資格・技能を活かして、働きたいから	169	29.0	13.6	24.3	22.5	7.7	3.0	66.9	37.9	51.5
	通勤が容易だから	447	24.8	7.2	31.3	23.7	7.6	5.4	63.3	38.5	48.5
	休みやすいから	851	23.5	8.9	28.0	23.7	8.2	7.6	60.4	36.9	47.2
	すぐに働き始めたかったから	164	39.6	10.4	27.4	9.1	4.3	9.1	77.4	37.8	48.8
	辞めやすいから	163	21.5	8.6	31.3	25.2	6.7	6.7	61.3	39.9	46.6
	正社員としての働き口が見つからなかったから、 正社員になれないから	215	37.2	13.0	30.2	8.8	6.0	4.7	80.5	43.3	46.0
	正社員のようにフルタイムや異動あり等で働きた くないから、組織に拘束されたくないから	483	23.2	7.2	27.3	26.3	8.3	7.7	57.8	34.6	49.5
	正社員として働くことが、体力的に難しいから	748	17.4	9.4	32.5	17.9	13.9	9.0	59.2	41.8	35.3
	育児や介護、家事負担があるから	952	26.4	11.3	31.9	15.9	9.3	5.1	69.6	43.3	42.2
	病気や障がい等の事情があるから	269	11.2	16.4	36.8	10.4	14.5	10.8	64.3	53.2	21.6
	定年後の再雇用だから、高齢だから	112	16.1	8.9	32.1	28.6	8.0	6.3	57.1	41.1	44.6
	他に本業があるから、副業できるから	79	31.6	10.1	16.5	21.5	10.1	10.1	58.2	26.6	53.2
	その他	204	41.2	3.4	20.6	12.3	5.9	16.7	65.2	24.0	53.4
世帯の家計状況別											
	まったく、ゆとりがない	732	31.6	11.7	28.7	14.3	6.8	6.8	72.0	40.4	45.9
	あまり、ゆとりがない	1,643	28.4	9.2	29.9	17.3	8.0	7.1	67.6	39.1	45.7
	いくらか、ゆとりがある	1,221	25.4	8.5	23.5	27.4	7.9	7.2	57.4	32.0	52.8
	十分に、ゆとりがある	149	34.2	7.4	14.8	26.8	7.4	9.4	56.4	22.1	61.1